

都道府県知事又は日本電気計器検定所が行う基準器検査	計量証明検査	法第九十五条第二項（法第一百一条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指定製造事業者の検査
都道府県知事又は日本電気計器検定所が行う基準器検査	法第百五十一条第一項、法第百五十二条第一項、法第百五十三条第一項、法第百五十四条第一項及び同条第二項の規定による特定計量器の検査	指定製造事業者（指定外国製造事業者及び法第一百一条第一項の申請をしようとする外国製造事業者を含む。）
都道府県知事又は日本電気計器検定所が行う基準器検査	法第十九条第二項、法第二十五条第一項、法第一百六条第二項、法第一百二十条第一項及び法第一百二十八条第一号の規定による計量士が行う検査	研究所、都道府県知事又は日本電気計器検定所又は特定市町村の長
都道府県知事又は日本電気計器検査を行える者が代理人により基準器検査を受けることができる。	前項の表の下欄に掲げる者は、代理人により基準器検査を行えることができる。	都道府県知事又は指定計量証明検査機関
都道府県知事又は日本電気計器検定所が行う基準器検査を行う計量器の種類	（基準器検査を行う計量器の種類）	研究所、都道府県知事又は日本電気計器検定所又は特定市町村の長
都道府県知事又は日本電気計器検定所が行う基準器検査を行う計量器の種類は、次の各号に掲げる物象の状態の量を計るための計量器とする。	第三条 法第一百一条第二項の経済産業省令で定める基準器検査を行う計量器の種類は、次の各号に掲げる物象の状態の量を計るための計量器とする。	第百一条第一項の申請をしようとする外国製造事業者を含む。）
都道府県知事又は日本電気計器検定所が行う基準器検査を行う計量器の種類は、次のとおりとする。	第四条 基準器の種類は、次のとおりとする。	都道府県知事又は指定計量証明検査機関
一 長さ基準器	一 長さ基準器	都道府県知事又は指定計量証明検査機関
イ 基準巻尺	イ 基準巻尺	都道府県知事又は指定計量証明検査機関
二 質量基準器	二 質量基準器	都道府県知事又は指定計量証明検査機関
イ 次に掲げる基準はかり	イ 次に掲げる基準はかり	都道府県知事又は指定計量証明検査機関
基準手動天びん	基準手動天びん	都道府県知事又は指定計量証明検査機関
基準台手動はかり	基準台手動はかり	都道府県知事又は指定計量証明検査機関
基準直示天びん	基準直示天びん	都道府県知事又は指定計量証明検査機関
口 次に掲げる基準分銅	口 次に掲げる基準分銅	都道府県知事又は指定計量証明検査機関
特級である旨の表記のある基準分銅（以下「特級基準分銅」という。）	特級である旨の表記のある基準分銅（以下「特級基準分銅」という。）	都道府県知事又は指定計量証明検査機関
一級である旨の表記のある基準分銅（以下「一級基準分銅」という。）	一級である旨の表記のある基準分銅（以下「一級基準分銅」という。）	都道府県知事又は指定計量証明検査機関
二級である旨の表記のある基準分銅（以下「二級基準分銅」という。）	二級である旨の表記のある基準分銅（以下「二級基準分銅」という。）	都道府県知事又は指定計量証明検査機関
三級である旨の表記のある基準分銅（以下「三級基準分銅」という。）	三級である旨の表記のある基準分銅（以下「三級基準分銅」という。）	都道府県知事又は指定計量証明検査機関
ハ 次に掲げる基準積算体積計	ハ 次に掲げる基準積算体積計	都道府県知事又は指定計量証明検査機関
五 体積基準器	五 体積基準器	都道府県知事又は指定計量証明検査機関
イ 基準フ拉斯コ	イ 基準フ拉斯コ	都道府県知事又は指定計量証明検査機関
四 面積基準器	四 面積基準器	都道府県知事又は指定計量証明検査機関
イ 基準面積板	イ 基準面積板	都道府県知事又は指定計量証明検査機関
八 基準ガスマーティ	八 基準ガスマーティ	都道府県知事又は指定計量証明検査機関
(1) 基準ガスマーティ	(1) 基準ガスマーティ	都道府県知事又は指定計量証明検査機関
(2) 基準水道メーター	(2) 基準水道メーター	都道府県知事又は指定計量証明検査機関

(3) 基準燃料油メータ

二 次に掲げる基準タンク
 (1) 液体メーター用基準タンク
 (2) (1) 液体タンク用基準タンク
 (2) 次に掲げる基準体積管

(1) ガスマーテー用基準体積管
 (2) (1) 液体中に沈降させた浮鐘内の体積を計量しながら排出させるもの（以下「基準ベルブルーバー」という。）
 (2) 管内を移動するピストン状の運動子により管内の体積を計量しながら排出又は注入させるもの（以下「基準ピストンブルーバー」という。）

(1) 液体メーター用基準体積管
 (2) (1) 液体メーター用基準体積管

一 長さ計 タクシーメーター装置検査用基準器

二 質量計 ひょう量が二トン以下の基準手動天びん又は基準直示天びんであつて目量又は感量がひょう量の四千分の一以上のもの、ひょう量が五トン以下の基準台手動はかりであつて目量又は感量がひょう量の二万分の一以上のもの、一級基準分銅、二級基準分銅及び三級基準分銅

三 体積計 基準ガスマーテーのうち計ることができガスの体積が計量室の一回転につき二十リットル以下の湿式のもの、全量が千リットル未満の液体メーター用基準タンク（最少測定量の二百分の一の量による液面の位置の変化が二ミリメートル未満のものに限る。）であつて水道メーター、温水メーター又は積算熱量計の検査に用いるもの及び全量が二十五リットル以下の液体メーター用基準タンクであつて燃料油メーターの検査に用いるもの

2 日本電気計器検定所が行う基準器検査の種類は、電気基準器及び照度基準器に係るものとす

第二節 申請等

(基準器検査の申請)

第六条 基準器検査を受けようとする者は、様式第一による申請書を都道府県知事、研究所又は日本電気計器検定所（以下「検査機関等」という。）に提出しなければならない。

2 代理人により基準器検査を受けようとする者は、前項の申請書に様式第二によるその権限を証明する書面を添付しなければならない。

3 第一項の申請書には、当該申請に係る計量器が法第百三十三条第一項各号の条件に適合していることを経済産業大臣が指定する者（外国に住所を有する者に限る。）が明らかにする書面を添付することができる。

4 検査機関等が行う前項の書面に係る部分についての基準器検査の方法は、当該書面の審査とすることができる。

5 第一項の申請書には、法第四十四条第一項の登録事業者が交付した計量器の校正に係る同項の証明書（当該発行から三十日以内のものに限る。）を添付することができる。

6 基準器検査を行う計量器の提出

第七条 基準器検査を受けようとする者は、前条第一項の申請書を提出すると同時に、その基準器検査を行う計量器を検査機関等に提出しなければならない。ただし、同項において検査機関等が指定する場所以外の場所で基準器検査を受ける場合は、この限りでない。

2 基準器検査の申請をした者は、基準器検査を受けるときは、その基準器検査を行う計量器を直ちに基準器検査を行うことができる状態にしておかなければならない。

3 基準器検査を受けるために提出された計量器は、修理、加工その他の行為によりその現状を変更してはならない。

(出張基準器検査の旅費等)

第八条 研究所又は日本電気計器検定所は、その指定する場所以外の場所で基準器検査を受ける者に対し、これを行うのに要する職員の旅費及び検査用具を運搬するのに要する経費に相当する金額を支払うべき旨を請求することができる。

第三節 基準器検査の合格条件

(構造に係る技術上の基準)

第九条 法第三条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（以下「構造に係る技術上の基準」という。）は、次条から第十四条までに定めるほか、第二章から第十五章までの各章の構造に係る技術上の基準の節に規定するものとする。

十 照度基準器
 十一 単平面型基準電球
 十二 騒音基準器
 十三 基準静電型マイクロホン
 十四 振動基準器
 十五 基準サーソ式ピックアップ
 十六 濃度基準器
 十七 基準酒精度浮ひょう
 十八 比重基準器
 十九 基準比重浮ひょう
 二十 基準重ボーメ度浮ひょう

(都道府県知事及び日本電気計器検定所が行う基準器検査の種類)

第五条 計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第二十五条第一号の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる計量器ごとに、当該各号に掲げるもの（研究所が検定又は基準器検査に用いるものを除く。）とする。

一 長さ計 タクシーメーター装置検査用基準器

二 質量計 ひょう量が二トン以下の基準手動天びん又は基準直示天びんであつて目量又は感量がひょう量の四千分の一以上のもの、ひょう量が五トン以下の基準台手動はかりであつて目量又は感量がひょう量の二万分の一以上のもの、一級基準分銅、二級基準分銅及び三級基準分銅

三 体積計 基準ガスマーテーのうち計ることができガスの体積が計量室の一回転につき二十リットル以下の湿式のもの、全量が千リットル未満の液体メーター用基準タンク（最少測定量の二百分の一の量による液面の位置の変化が二ミリメートル未満のものに限る。）であつて水道メーター、温水メーター又は積算熱量計の検査に用いるもの及び全量が二十五リットル以下の液体メーター用基準タンクであつて燃料油メーターの検査に用いるもの

2 日本電気計器検定所が行う基準器検査の種類は、電気基準器及び照度基準器に係るものとす

(表記等)
第十一条 基準器の表記及び目盛標識(以下「表記等」という。)は、容易に消滅するもの、不鮮明なもの又は誤認のおそれがあるものであつてはならない。

第十二条 基準器の表記等には、その性能を妨げる部分に付されていてはならない。
第十三条 基準器の表記等は、その見やすい箇所に付されなければならない。
第十四条 基準器(タクシーメーター装置検査用基準器を除く。)の表示機構には、その計量値の計量単位又はその記号が表記されなければならぬ。
第十五条 基準器には、法定計量単位及び計量単位規則(平成四年通商産業省令第八十号。以下「単位規則」という。)第一条に規定する計量単位(以下「法定計量単位等」という。)以外の計量単位による表記等があつてはならない。
第十六条 基準器に表記されている法定計量単位等の記号は、単位規則第二条に定めるものを標準とするものでなければならない。

第十七条 基準器の重要な部分を構成するものであつて分離することができるものを有する基準器及び当該分離するものには、合番号が付されなければならない。
第十八条 基準器の材料の材質は、通常の使用状態において、摩耗、変質、変形又は破損により、その性能及び器差に影響を与えるものであつてはならない。
第十九条 複数の表示機構がある基準器は、いずれの表示機構も基準器検査に不合格になつたものであつてはならない。

第二十条 基準器の重要な部分を構成するものであつて分離することができるものを有する基準器及び当該分離するものには、合番号が付されなければならない。

第二十一条 基準器の種類ごとにそれぞれ定める器差の絶対値(以下「基準器公差」という。)を超えないこととする。
第二十二条 前項の規定にかかわらず、第六条第五項の規定により法第四十四条第一項の登録事業者が交付した証明書が添付された場合には、当該証明書に記載された測定結果のうち計量器の表示する物象の状態の量と法第四十四条第一項の規定による指定に係る計量器が現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との差が前項の基準器公差を超えず、かつ、当該証明書に記載された測定の不確かさが基準器公差の三分の一を超えないこととすることができる。

(構造検査の方法)

第二十三条 法第二百三十三条第二項の経済産業省令で定める方法は、第二章から第十五章までの各章の検査方法の節に規定する方法及び目視その他必要と認められる適切な方法とする。

第二十四条 基準器検査において、必要があると認めるときは、基準器検査を行う計量器を分解して、又は当該計量器に使用されている部品若しくは材料と同一の形状若しくは材質を有する部品若しくは材料の提出を求めて、検査を行うことができる。

(器差検査の方法)

第二十五条 法第二百三十三条第二項の経済産業省令で定める方法は、第二章から第十五章までの各

章の基準器公差の節に、基準器の種類ごとにそれぞれ定める器差の絶対値(以下「基準器公差」という。)を超えないこととする。

第二十六条 法第二百三十三条第二項の経済産業省令で定める方法は、第二章から第十五章までの各章の検査方法の節に規定する方法及び目視その他必要と認められる適切な方法とする。

第二十七条 基準器検査において、必要があると認めるときは、基準器検査を行う計量器を分解して、又は当該計量器に使用されている部品若しくは材料と同一の形状若しくは材質を有する部品若しくは材料の提出を求めて、検査を行うことができる。

(都道府県知事及び日本電気計器検定所が行う基準器検査に用いる基準器)

第二十八条 都道府県知事が行う基準器検査に用いる基準器は、次の表の一の上欄に掲げる基準器に係る基準器検査に応じ、それぞ同表の下欄に掲げるとおりとし、日本電気計器検定所が行う基準器

準器検査に用いる基準器は、次の表の二の上欄に掲げる基準器に係る基準器検査に応じ、それぞ同表の下欄に掲げるとおりとする。

表の一

タクシーメーター装置検査用基準器	基準巻尺
基準はかり	一級基準分銅、二級基準分銅又は三級基準分銅
一級基準分銅	特級基準分銅及び基準はかり又は経済産業大臣が別に定める非自動はかり
二級基準分銅	特級基準分銅又は一級基準分銅及び基準はかり又は経済産業大臣が別に定める非自動はかり
三級基準分銅	特級基準分銅、一級基準分銅又は二級基準分銅及び基準はかり又は経済産業大臣が別に定める非自動はかり
液体メーターアンプ	ガスマーテー用基準体積管
基準巻尺	基準プラスコ又は液体タンク用基準タンクのいずれか及び基準ビュレット

基準電流計及び基準電圧計	基準電圧発生器及び基準抵抗器
二級基準電力量計及び三級基準電力量計	一級基準電力量計
液体メーターアンプ	基準電圧発生器及び基準抵抗器

基準器検査証印	基準器検査証印
（基準器検査証印）	（基準器検査証印）

積基準器にあつては、その種類は、スタンプであることを妨げない。	積基準器にあつては、その種類は、スタンプであることを妨げない。
（基準器検査証印）	（基準器検査証印）

形状	種類
△	打ち込み印
○	押し込み印
×	すり付け印
◆	はり付け印

正方形のもの	正方形のもの
四ミリメートルの正方形のもの	四ミリメートルの正方形のもの
正方形のもの	正方形のもの
四ミリメートルの正方形のもの	四ミリメートルの正方形のもの
正方形のもの	正方形のもの

長方形のもの	長方形のもの
二十二ミリメートルの長方形のもの	二十二ミリメートルの長方形のもの
二十一ミリメートルの長方形のもの	二十一ミリメートルの長方形のもの
二十二ミリメートルの長方形のもの	二十二ミリメートルの長方形のもの
二十一ミリメートルの長方形のもの	二十一ミリメートルの長方形のもの

長方形のもの	長方形のもの
二十二ミリメートルの長方形のもの	二十二ミリメートルの長方形のもの
二十一ミリメートルの長方形のもの	二十一ミリメートルの長方形のもの
二十二ミリメートルの長方形のもの	二十二ミリメートルの長方形のもの
二十一ミリメートルの長方形のもの	二十一ミリメートルの長方形のもの

長方形のもの	長方形のもの
二十二ミリメートルの長方形のもの	二十二ミリメートルの長方形のもの
二十一ミリメートルの長方形のもの	二十一ミリメートルの長方形のもの
二十二ミリメートルの長方形のもの	二十二ミリメートルの長方形のもの
二十一ミリメートルの長方形のもの	二十一ミリメートルの長方形のもの

(基準器検査証印を付する部分)

第一長さ基準器については、次の部分

イ 長さ基準天びんについては、支柱の正面又は台の上面

ロ 基準台手動はかりについては、次の部分

イ 基準巻尺については、零を表す目盛線に近接した部分

ロ タクシーメーター装置検査用基準器については、器物番号の表記がある部分に近接した部分

(基準器検査証印を付する部分)

二 質量基準器については、次の部分

イ 基準手動天びんについては、支柱の正面又は台の上面

ロ 基準台手動はかりについては、次の部分

イ 目盛さおの末端又は目盛板

(2) (1) 質量を表す目盛標識がないものについては、さおの中央部

(3) 感量がひょう量の五千分の一以下のものについては、感量の表記がある部分に近接した部分

ハ 基準直示天びんについては、感量の表記がある部分に近接した部分
基準分銅については、上面又は側面(特級基準分銅にあっては、収納する容器の見やすい

温度基準器については、上端附近面積基準器については、表す面積の表記がある部分に近接した部分

イ 基準フラスコ及び基準ビュレットについては、全量の表記がある部分に近接した部分
ロ 基準ガスマーチャー、基準水道メーター及び基準燃料油メーターについては、器物番号の表
記がある部分に近接した部分又は外箱
ハ 基準フラスコについては、(一部)部分

(2) (1) ゲージグラスがある基準タンクについては、全量の表記がある部分に近接した部分

二 値と計量装置の任意の値所
基準管については、全量の表記がある部分に近接した部分
密度基準器、農度基準器及び七重基準器についても、胴部又は目

イ
口
基準液柱型圧力計についても、目盛面
基準重錠型圧力計については、本体の見やすい箇所及び重錠の任意の箇所

電気基準器については、外箱又は本体に緊着した物体照度基準器については、外箱又はガラス球の口金に近い部分

前項基準器の構造上前項各号に掲げる部分に基準器検査証印を付することができないときは、基準器の見やすい箇所に基準器検査証印を付するものとする。

器検査証印に代えることができる。
基準器検査証印の有効期間)

二十一條 次第百四条第二項の經濟産業省にて定める基準器検査証白の有効期間は、次の表の上欄に掲げる基準器の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

基準器

鋳鉄製又は軟鋼製の基準分銅
イに掲げる以外の基準分銅（特級基準分銅を除く。）

溫度基準器
面積基準器

基準フランスコ及び基準ビュレット
基準ガスマーテー、基準水道マーター及び基準燃料油マーター

(器差の記載)

第二十四条 基準器検査成績書に器差を記載する基準器の量を表す箇所は、別表の上欄に掲げる基準器の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定の適用に関しては、別表に定める器差の記載の箇所のうち、二箇所以内の箇所については、基準器検査を受けようとする者の申請によることができる。

(基準器検査成績書に用途又は使用の方法を記載する基準器)

第二十五条

法第一百五条第二項の経済産業省令で定める基準器は、次のとおりとする。

一 基準積算体積計

二 液体メーター用基準タンクであつて、水道メーター、温水メーター、積算熱量計又は燃料油メーターの検定に用いるもの

三 基準体積管

四 照度基準器

(基準器検査の期間)

第二十六条 法第一百六十条第一項の経済産業省令で定める期間は、基準器検査については三十日とする。

2 ただし、次の表の上欄に掲げるものの基準器検査にあつては、同表の下欄のとおりとする。

基準ガラス製温度計であつて三百度以上の温度を表す目盛線のあるもの、基準密度浮ひよう度であつて目量が〇・五キログラム毎立方メートル以下のもの及び基準比重浮ひようであつて目量が〇・〇〇五以下のもの	四十日
振動基準器	四十五日
騒音基準器	四十六日
液化石油ガス用基準浮ひよう型密度計	五十日
濃度基準器及び基準重ボーメ度浮ひようであつて目量が〇・〇五重ボーメ度以下の中のもの	六十八日

この場合において、三センチメートルを超えない盛足目盛が表す長さは、全長に含まれないものとする。

第二十七条 基準卷尺の主な目盛線には、それらの表す長さの値が表記されていなければならない。

2 基準卷尺の目盛線は、その中心線によって長さを表すように付されており、かつ、各目盛線の中心線が平行でなければならない。

(目盛標識)

3 基準卷尺は、その両端を目盛線としたものであつてはならない。

4 基準卷尺の目盛線は、目盛面の縁に垂直に付されなければならない。

5 基準卷尺の目盛線は、目盛面の縁に達していなければならぬ。

6 基準卷尺の目盛線は、二重線、枝線、折線又目切れとなつていてはならない。

(標準温度)

第三十一条 基準卷尺の表す長さは、温度二十度の場合を標準として定められたものでなければならない。

(標準張力)

第三十二条 基準卷尺の目盛線は、二十二ニュートンの張力を標準として付されたものでなければならない。ただし、二十二ニュートン以外の張力を標準として定められたものであつて、十九・六二ユートンから百二ユートンまでの範囲内の標準とする張力を表記したものにあつては、この限りでない。

(材質)

第三十三条 基準卷尺に使用されている材料は、鉄合金でなければならない。

2 基準卷尺に使用されている材料は、その線膨張係数が〇・〇〇〇二以下で、かつ、ビツカース硬さが二百以上でなければならない。

(真直度)

第三十四条 基準卷尺の目盛面の縁の真直度は、平面上に置いて標準とされる張力をかけたとき

に、全長が五メートル以下のものにあつては任意の一メートルにつき〇・一五ミリメートルを、全長が五メートルを超えるものにあつては任意の五メートルにつき〇・六ミリメートルを超えてはならない。

第二款 タクシーメーター装置検査用基準器

(表記)

第三十五条 タクシーメーター装置検査用基準器(以下単に「装置検査用基準器」という。)には、

その見やすい箇所に、次に掲げる事項が表記されていなければならない。

1 主ローラー(車両の車輪が走行する距離を検出するローラーをいう。以下この章において同じ。)の円周の長さ

2 許容回転速度

3 定格電圧

(表示機構)

第三十六条 装置検査用基準器の表示機構は、主ローラーの回転の数又はその回転に応ずる距離を表示するものでなければならない。

2 装置検査用基準器の表示機構は、零復帰装置を有し、当該装置を操作したときに零に復帰する

ものでなければならない。

(ローラー等)

第三十七条 装置検査用基準器のローラー等(主ローラー及び補助ローラー(車輪を主ローラーに

載せたときに車輪の安定を保つためのローラーをいう。)をいう。以下この章において同じ。)

(表記)

第二十九条 基準巻尺には、その全長(計ることができる最大の長さをいう。以下この章において同じ。)及び器物番号が零を表す目盛線付近の見やすい箇所に表記されていなければならない。

4 3 2 装置検査用基準器のローラー等は、一様な円筒形でなければならぬ。
装置検査用基準器のローラー等は、その長さが○・四メートル以上でなければならない。
装置検査用基準器の主ローラーは、その円周の長さが○・五メートル以上でなければならない。
い。

(制動装置)

第三十八条 装置検査用基準器は、ローラー等の制動装置を有するものでなければならない。

第二節 基準器公差

(長さ基準器の基準器公差)

第三十九条 長さ基準器の基準器公差は、表す長さに応じ、それぞれ次の表のとおりとする。

基準卷尺の基準器公差は、表す長さに応じ、それぞれ次の表のとおりとする。	基準器公差
一 表す長さ	
一メートル以下	○・一二ミリメートル
五メートル以下	○・一二ミリメートルに、一メートルまでを増すことに○・二ミリメートルを加えた値
五メートルを超えるとき	○・二ミリメートルに、五メートルまでを増すことに○・二ミリメートルを加えた値

二 装置検査用基準器の基準器公差は、表記された主ローラーの円周の長さの千分の一とする。

第三節 検査方法

第一款 基準卷尺

(検査の条件) 基準卷尺の検査は、常温常湿の環境下において行う。

(目盛線の検査)

第四十条 基準卷尺が第三十条第一項及び第二項の規定に適合するかどうかの検査は、測微顕微鏡を使用して行う。

2 基準卷尺が第三十五条の規定に適合するかどうかの検査は、角度ゲージを使用して行う。

第四十一条 基準卷尺が第三十三条第二項の規定に適合するかどうかの検査は、角度ゲージを使用して行う。

2 前項の検査は、必要がないと認めるときは、省略することができる。

(真直度の検査)

第四十二条 基準卷尺が第三十四条の規定に適合するかどうかの検査は、基準卷尺を定盤上に定置し、測微顕微鏡を使用して行う。

(器差の検査)

第四十三条 基準卷尺の器差の検査は、その全長及び任意の二以上の長さについて特定標準器等と比較して行う。

2 前項の場合において、検査を行う基準卷尺の線膨張係数と特定標準器等の線膨張係数とが異なるときは、器差に次の式により算出された補正值を加えて行う。

$$\text{補正値} = L (20 - t) (\alpha - \beta)$$
Lは、検査を行う基準卷尺の表す長さ
tは、検査を行ったときの温度
 α は、特定標準器等の線膨張係数
 β は、検査を行う基準卷尺の線膨張係数

(表示機構の検査)

第一款 タクシーメーター 装置検査用基準器

第四十五条 装置検査用基準器が第三十六条第二項の規定に適合するかどうかの検査は、零復帰装置を二回以上操作して行う。(ローラー等の検査)

第四十六条 装置検査用基準器が第三十七条第三項及び第四項の規定に適合するかどうかの検査は、基準卷尺を使用して行う。

(器差の検査)

第四十七条 装置検査用基準器の器差の検査は、基準卷尺を使用して行う。

2 装置検査用基準器の器差の検査は、主ローラーの中央部及び任意の二箇所について、次の式により器差を算出して行う。

$$\text{器差} = L_1 - L_0 = (3 \cdot 1416 t + (w^2 / 2 L_0))$$

しは、装置検査用基準器に表記された主ローラーの円周の長さ

L₀は、主ローラーの円周の長さを測定したときの基準卷尺の読み

tは、基準卷尺の厚み

wは、基準卷尺の幅

第三章 質量基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

第一款 通則

(表記)

第四十八条 基準はかりには、その見やすい箇所に、次に掲げる事項が表記されていなければならない。

一 ひょう量

二 感量又は目量

三 副尺の目量以下であること。

(感量)

第四十九条 質量を表す目盛標識がない基準はかり及び目量がひょう量の二千五百分の一を超える基準はかり(副尺(質量を表す目盛標識の端数を読み取るための補助的な機構又は装置をいう。以下この章において同じ。)のあるものを除く。)は、感量がひょう量の二千五百分の一以下のものでなければならない。

2 副尺のある基準はかりは、感量が次の各号に掲げる事項に適合するものでなければならない。

一 ひょう量の二千五百分の一以下であること。

二 主目盛の目量以下であること。

三 副尺の目量の二倍以上十倍以下であること。

(目盛標識)

第五十条 基準はかりの質量を表す目盛線は、その太さが目幅の三分の一以下であり、かつ、○・二ミリメートルを超えるものでなければならない。

2 基準はかりの度表(質量を表さない目盛線が付されている目盛板をいう。以下この章において同じ。)の目盛線は、その太さが目幅の六分の一以下であり、かつ、○・一ミリメートルを超えるものでなければならない。

3 前二項の規定は、目盛線をレンズにより拡大して読むアナログ指示機構の基準はかりについて適用しない。

4 基準はかりの目盛線のうち、最も太いものは、その太さが最も細いものの太さの三倍を超えてはならない。

5 基準はかりの度表の目盛線は、その太さが均一でなければならない。

6 基準はかりの目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさその他の性質が均一でなければならない。

7 基準はかりの目幅は、一ミリメートル以上でなければならない。ただし、目盛線をレンズにより拡大して読むアナログ指示機構の基準はかりにあっては、この限りでない。

8 基準はかりの度表及び副尺の目幅は、均一でなければならない。ただし、目幅の十分の一以内の誤差があることを妨げない。

(副尺のある基準はかり)

第五十一条 基準はかりの度表の指針の先端部分は、その太さが度表の目盛間隔の五分の一を超えてはならない。
第五十二条 基準はかりの指示機構の指針の先端部分は、すべての目盛線に重なるか又は達するものでなければならぬ。ただし、指針の先端部分が目盛面と同一の平面上にある基準はかり(目盛線又は指針を光学的に投影するものを除く。次項において同じ。)にあつては、この限りでない。

第五十三条 指針の先端部分が目盛板と同一の平面上にある基準はかりは、指針の先端部分と目盛線との距離が一ミリメートル(基準手動天びん及び基準直示天びん(以下この章において「基準天びん」という。)にあつては、〇・五ミリメートル)を超えてはならない。(度表の指針の作動範囲)

第五十四条 基準はかりの度表の指針の先端部分は、度表の目盛標識がある範囲以上の範囲を動くことができるものでなければならない。(表示値が表示窓に表示される基準はかり)

第五十五条 表示値が質量を表す目盛標識により表示窓に表示される基準はかりは、任意の示度において、質量の値が表記されている目盛標識が二以上同時に表示窓に示されるものでなければならない。(釣合い)

第五十六条 基準はかりは、釣合いが安定(指示機構が静止点を中心として同じ振幅だけ振動する状態をいう。以下この章において同じ。)でなければならぬ。
第五十七条 基準はかりには、釣合いを規定する装置がなければならない。

第五十八条 基準はかりの刃及び刃受けは、ロツクウェルC硬さが五十七以上のものでなければならない。
第五十九条 刃及び刃受けは、刃の硬さとほぼ同一でなければならない。(刃及び刃受け)

第六十条 基準はかりの刃受け面は、滑らかでなければならない。
第六十一条 刃及び刃受けには、傷、焼きひび又は腐食があつてはならない。
第六十二条 基準はかりの刃と刃受けとは、その接触すべき面の三分の二以上が互いに接触していなければならぬ。(目盛さお)

第六十三条 基準はかりの目盛さおは、その基準はかりが釣り合ったときに、水平になるものでなければならない。

第六十四条 基準はかりは、質量を負荷していない状態にあつては、その基準はかりの最小基準器公差等(その基準はかりの基準器公差のうち最も小さいもの(基準手動天びんにあつては、感量)をいう。以下この章において同じ。)に相当する質量を、任意の質量の荷重を加えた状態にあつては、その基準はかりの基準器公差等(その荷重に応ずる基準器公差(基準手動天びんにあつては、感量)をいう。以下この章において同じ。)に相当する質量を、それぞれ感ずるものでなければならない。この場合において、はかりが「質量を感じる」とは、次の各号に掲げる変位以上の変位を生ずることをいう。

第六十五条 度表により釣合いを規定するものにあつては、度表の目幅の二分の一の変位
第六十六条 にらみにより釣合いを規定するものにあつては、にらみの位置において三ミリメートルの変位
第六十七条 にらみのないにらみ窓又は限界停止機構内の釣合い規定用装置(以下この章において「にらみ窓等」という。)により釣合いを規定するものにあつては、にらみ窓等の中心から上端又は下端までの変位
第六十八条 アナログ指示機構により釣合いを規定するものにあつては、任意の質量に応ずる基準器公差等に相当する変位の十分の八の変位

第六十九条 基準はかりの目盛さおがにらみ窓等の間で上下に移動することができる距離の和は、一センチメートル以上でなければならない。(送りおもり)

第七十条 基準はかりの送りおもりは、計量値を明確に読み取ることができるものでなければならない。

(風袋さお等)

第七十一条 基準はかりの風袋さお及び風袋送りおもりは、容易に基準はかりから分離しないものでなければならない。

(零点調整機構)

第六十二条 基準はかり(目量等(目量又は感量(感量が表記されているものに限る。)をいう。以下この章において同じ。)が「グラム未満のもの(以下この章において「基準天びん等」という。)を除く。以下次項及び第三項において同じ。)の零点調整機構は、適切に零点を調整できるものでなければならない。

第六十三条 基準はかりの零点調整機構は、正負いずれの側にもそれぞれ目量の二十倍を超えて零点を調整できるものであつてはならない。
第六十四条 基準はかりの零点調整機構であつて、零点を正又は負の側において目量の五倍を超えて調整できるものは、零点調整機構をその五倍を超える側について調整できる最大限の状態にした後に零点を調整したときに、その基準はかりの使用範囲内の任意の質量の負荷における器差が目量の二分の一を超えてはならない。

第六十五条 基準はかりの零点調整機構は、容易に遊動するものであつてはならない。

第六十六条 基準はかり(基準天びん等を除く。)の重心玉(感量を調整するため、こうかんの重心を上下に動かす装置をいう。)は、容易に移動することができないように緊着されていなければならない。

(減衰機構)

第六十七条 基準はかりの減衰機構は、気温の変化その他による減衰作用の変動を調整できるものでなければならない。

(感じ)

第六十八条 基準はかりは、質量を負荷していない状態にあつては、その基準はかりの最小基準器公差等(その基準はかりの基準器公差のうち最も小さいもの(基準手動天びんにあつては、感量)をいう。以下この章において同じ。)に相当する質量を、任意の質量の荷重を加えた状態にあつては、その基準はかりの基準器公差等(その荷重に応ずる基準器公差(基準手動天びんにあつては、感量)をいう。以下この章において同じ。)に相当する質量を、それぞれ感ずるものでなければならない。この場合において、はかりが「質量を感じる」とは、次の各号に掲げる変位以上の変位を生ずることをいう。

第六十九条 度表により釣合いを規定するものにあつては、度表の目幅の二分の一の変位
第七十条 にらみにより釣合いを規定するものにあつては、にらみの位置において三ミリメートルの変位
第七十一条 にらみのないにらみ窓又は限界停止機構内の釣合い規定用装置(以下この章において「にらみ窓等」という。)により釣合いを規定するものにあつては、にらみ窓等の中心から上端又は下端までの変位
第七十二条 アナログ指示機構により釣合いを規定するものにあつては、任意の質量に応ずる基準器公差等に相当する変位の十分の八の変位

(偏置誤差)

第七十三条 基準はかりは、規定された質量を載せ台の中心から離れた位置に負荷したときに、その誤差が基準器公差(基準天びんにあつては、感量の二分の一)以下となるものでなければならない。

第七十四条 基準はかり(基準手動天びん及び基準天びん等を除く。)の構造及び材料は、通常の使用状態において、十分な耐久性を有するものでなければならない。

(第二款 基準天びん等)

第七十五条 基準はかり(基準手動天びん等の休み装置は、てこの両ひじに対して均等かつ同時に作用するものでなければならない。

2 懸垂装置のある基準天びん等の懸垂装置は、作動しているとき又は休み状態から作動状態に移るとき、著しく動搖するものであつてはならない。

3 基準天びん等の分銅の加除装置は、確実に作用するものでなければならない。

(風よけ)

第六十八条 感量がひょう量の二万分の一以下又は一ミリグラム以下の基準手動天びん及びひょう量における基準器公差がひょう量の二万分の一以下又は一ミリグラム以下の基準直示天びんには、風よけが取り付けられていなければならぬ。ただし、感量がひょう量の十五万分の一以上又はひょう量における基準器公差がひょう量の十五万分の一以上のもののうち、そのひょう量が二十キログラム以上のものにあつては、この限りでない。

(水平器及び水平調整用ねじ)

第六十九条 基準天びんには、角度二十分の傾きを感じる水平器及び水平調整用のねじが付されていなければならぬ。ただし、ひょう量が二十キログラム以上のものにあつては、水平調整用ねじが付されていることを要しない。

(静止点の変化)

第七十条 基準天びんは、質量を負荷していない状態及び任意の質量を負荷した状態において、休み装置により休み状態と作動状態とを交互に繰り返したときに、作動状態の静止点の位置の変化

の最大が、感量がひょう量の五十万分の一以下又は〇・一ミリグラム以下の基準手動天びん(以下この章において「基準極微手動天びん」という)及びひょう量における基準器公差がひょう量の五十万分の一以下又は〇・一ミリグラム以下又は〇・一ミリグラム以下の基準直示天びん(以下この章において「基準極微直示天びん」という)にあつては、その質量において目量等に相当する質量をえたとき

に生ずる変位の大きさの五分の一、基準極微手動天びん及び基準極微直示天びん以外の基準天びんにあつては、その質量において感量に相当する質量をえたときの生ずる変位の大きさの十分の一を超えてはならない。

2 基準天びんは、使用する前及び使用した後において、質量を負荷していない状態における静止点の位置の変化が感量に相当する質量をえたときの生ずる変位の三分の一を超えてはならない。

第七十一条 基準手動天びんの度表の指針の先端部分と目盛板との間隔は、一ミリメートルを超えてはならない。

2 基準手動天びんは、その度表の指針が目盛板の上を目盛板と共に同一の間隔を保つて移動するものでなければならない。

(ライダーさお)

第七十二条 基準手動天びんのライダーさおは、その目盛線又は切込みのうち中央部及び左右両端にあるものの位置がそれぞれ支点の刃及び両端の刃の位置と一致し、かつ、すべての目盛線又は切込みが等間隔に付されているものでなければならない。

第七十三条 基準手動天びんのライダー掛けは、円滑に作動するものであり、かつ、ライダーさおに平行に移動させることができるものでなければならない。

(感じの開き)

第七十四条 基準手動天びんは、質量を負荷していない状態において感量に相当する質量をえたとき、生ずる変位の大きさと、ひょう量に相当する質量を負荷した状態において感量に相当する質量をえたときの変位の大きさとの差が、これらの変位の大きさのうち小さいものの二分の一以下でなければならない。

(基準極微手動天びんのライダーさおの誤差)

第七十五条 基準極微手動天びんのライダーさおの目盛線の誤差は、感量の二分の一以下でなければならない。

第三款 基準台手動ばかり

(性能)

第七十六条 基準台手動ばかりは、ひょう量が二十トン以下であり、かつ、感量又は目量がひょう量の二万分の一以上でなければならない。

(水平器)

第七十七条 基準台手動ばかりには、外部から容易に規定できる位置に水平器が取り付けられていなければならない。

2 前項の水平器は、その基準はかりを縦又は横方向に傾けたときに、器差が基準器公差を超えないうちに水平でなくなつたことを示すものでなければならない。

(同一質量による繰返し)

第七十八条 基準台手動ばかりは、任意の同一の質量を繰り返し五回計量したときに、各回の器差の差の最大のものが、その荷重に応ずる基準器公差の二分の一以下でなければならない。

(さおしほり)

第七十九条 基準台手動ばかりは、目盛さおに目盛さおと平行方向及び直角方向に水平の力を加えたときの器差が、その質量に応ずる基準器公差の二倍以下でなければならない。

(休み装置)

第八十条 休み装置のある基準台手動ばかりは、刃と刃受けの位置の関係に変化を与えるように休み装置を働かせたときの器差が、その質量に応ずる基準器公差の二倍以下でなければならない。

第八十一条 基準台手動ばかりは、ひょう量に等しい負荷による使用の前後において、計量値の変化がひょう量に応ずる基準器公差の二分の一を超えてはならない。

(台しづり)

第八十二条 基準台手動ばかりは、載せ台に対し水平方向に力をえたときの器差が、その質量に応ずる基準器公差の二倍以下でなければならない。

第四款 基準分銅

(表記)

第八十三条 基準分銅には、次の表の一の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる標識が表記されなければならない。ただし、特級基準分銅、表す質量が次の表の二の上欄に掲げる線状の基準分銅であつてそれぞれ同表の下欄に掲げる形状のもの及び表す質量が次の表の三の上欄に掲げる板状の基準分銅であつてそれぞれ同表の下欄に掲げる形状のものについては、第十条第四項の規定にかかるらず収納する容器の見やすい箇所に表記されなければならない。

2 特級基準分銅にあつては第十条第四項の規定にかかるらず本体又は収納する容器の見やすい箇所に、それ以外の基準分銅にあつてはその上面又は側面に、その表す質量の数値が表記されなければならない。ただし、表す質量が次の表の二の上欄に掲げる線状の基準分銅であつてそれぞれ同表の下欄に掲げる形状のもの及び表す質量が次の表の三の上欄に掲げる板状の基準分銅であつてそれぞれ同表の下欄に掲げる形状のものについては、この限りでない。

3 特級基準分銅及び表す質量が五ミリグラム以下の又は線状の基準分銅にあつては、第十条第五項の規定にかかるらず、その器物番号が本体又は収納する容器の見やすい箇所に表記されなければならない。

表の一

表の二	表す質量	標識
一ミリグラム、十ミリグラム、百ミリグラム、一グラム		
三角形		
一級基準分銅		
二級基準分銅		
三級基準分銅		

表の三 表す質量	五ミリグラム、五十ミリグラム、五百ミリグラム	二ミリグラム、二十ミリグラム、二百ミリグラム
形状	五角形	四角形
(基準分銅の材質)	五ミリグラム	二ミリグラム
一ミリグラム	二ミリグラム	一ミリグラム
三角形	五角形、六角形	五角形

第八十四条 基準分銅に使用されている材料は、特級基準分銅にあつてはステンレス鋼、それ以外の基準分銅にあつては、真ちゅう、ニッケル、洋銀、ステンレス鋼又は次の各号に掲げる事項に適合する金属でなければならぬ。

一 ブリネル硬さが四十八以上であること。

二 耐腐食性が真ちゅうと同等以上であること。

三 密度が六千五百キログラム每立方メートルから九千五百キログラム每立方メートルまでの範囲内であること。

四 一級基準分銅又は二級基準分銅に使用されている材料にあつては、表面酸化等による質量変化が温度二十度及び六十湿度百分率の空気中に二十日間放置したときに、百グラムにつき〇・二ミリグラム以下であること。

五 前項の規定にかかわらず、一級基準分銅であつて、表す質量が五ミリグラム以下のもの又は表す質量が十ミリグラム以下の線状のものに使用されている材料は、アルミニウム又はアルミ合金であることを妨げない。

六 第一項の規定にかかわらず、二級基準分銅又は三級基準分銅であつて、表す質量が一グラム以下のものに使用されている材料は、アルミニウム又はアルミ合金であることを妨げない。

七 第一項の規定にかかわらず、二級基準分銅又は三級基準分銅であつて、表す質量が二百グラム以上のものに使用されている材料は、鋳鉄又は軟鋼であることを妨げない。

八 第一項の規定にかかわらず、質量の調整のために二級基準分銅又は三級基準分銅に詰められる材料は、鉛であることを妨げない。

九 第一項の規定にかかわらず、基準分銅（特級基準分銅を除く。）のノックに使用されている材料は、銅であることを妨げない。
(おもりの材質)

第八十五条 送りおもり及び増おもり（以下この章において単に「おもり」という。）に使用されている材料は、耐摩耗性が真ちゅうと同等以上の金属でなければならない。
(基準分銅の形状)

第八十六条 基準分銅の形状は、特級基準分銅及び一級基準分銅にあつては円筒形、二級基準分銅及び三級基準分銅にあつては円筒形、角とう形その他これらに類する表面積の小さいものでなければならない。

一 前項の規定にかかわらず表す質量が一グラム以下の基準分銅の形状は、板状又は線状であることは妨げない。

二 表す質量が一グラム以上の基準分銅（形状が板状又は線状のものを除く。）は、とがった部分又は角があつてはならない。

三 基準分銅にノックが用いられているときは、ノックの頭部は、周囲の面から著しく突出し、又は陷入してはならない。

(基準分銅類の表面)

第八十七条 基準分銅及びおもり（以下この章において「基準分銅類」という。）は表面が滑らかであるものでなければならない。

一 級基準分銅であつて、ニッケル、洋銀、ステンレス鋼、アルミニウム又はアルミ合金以外の金属が材料として使用されてゐるもの、その表面にニッケル若しくはクロームメッキ又はこれ

らと同等以上の表面加工が施されており、かつ、そのメッキ又は加工された表面の物質が容易にはく離しないものでなければならぬ。

りがてその加工された表面の物質が容易にはく離しないものでなければならぬ。

第八十八条 基準分銅類は、質量の調整のために詰められている金属の穴が象眼による方法、穴を

ふさぐ金属をねじ止めする方法その他これらに類する方法により、容易に質量を調整することができないようふさがれているものでなければならない。

4 以てならないればならぬ。基準分銅の調整のために金属が詰められている穴は、一個でなければならない。ただ、多量に用いられるので、二つ、三つ、四つとあつても構つてよい。

（密度） し 修理をした基準分銅は へいてには 穴か一個あることを如にない

第八十九条 基準分錠の質量は、使用されている材料の密度が八千キログラム每立方メートル（材 料にアルミニウム又はアルミ合金が使用されているものにあつては、二千七百キログラム每立方

メートルであるものとして調整されているものでなければならぬ。
（基準分銅の容器）

第九十条 特級基準分銅及び板状又は線状の基準分銅は、収納する容器がなければならぬ。

(質量基準器の基準器公差)
第九十一条 質量基準器の基準器公差は、次の各号に定めるところによる。

一 基準手動天びんの基準器公差は、その表記された感量（ひょう量の二万分の一より小さい場合にあつては、ひょう量の二万分の一の値）とする。

二 基準台手動はかり及び基準直示天びんの基準器公差は、計量値の二千五百分の一とする。
前号の規定にいかつづけ、同号に規定する基準器公差が計量直ちに忠ずる目量（感量を表記）

四 器公差はその目量とする
第二号の規定にかかわらず、同号に規定する基準器公差が計量値に応ずる目量の二分の一よ

五
り小さいときは当該計量値に応する基準器公差はその目量の二分の一とする。
特級基準分銅の基準器公差は、表す質量に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。

表示質量	基準器公差
一ミリグラム	○・○二ミリグラム

二ミリグラム ○・○二ミリグラム

二十ミリグラム
二十三ミリグラム
〇・〇一五ミリグラム
〇・〇三ミリグラム

○・○四ミリグラム

百ミリグラム	○・○五ミリグラム
二百ミリグラム	○・○六ミリグラム

五百ミリグラム ○・○ハミリグラム

二グラム	○・一二ミリグラム
五グラム	○・一五ミリグラム

十グラム	○・二ミリグラム	一グラム以上	一ミリグラム
二十グラム	○・二五ミリグラム	二グラム以上	一・二ミリグラム
五十グラム	○・三ミリグラム	五グラム以上	一・五ミリグラム
百グラム	○・五ミリグラム	十グラム以上	二ミリグラム
二百グラム	一ミリグラム	二十グラム以上	二・五ミリグラム
五百グラム	五ミリグラム	五十グラム以上	五ミリグラム
一キログラム	十ミリグラム	百グラム以上	百グラム以上
二キログラム	二十五ミリグラム	二百グラム以上	二・五ミリグラム
五キログラム	五十ミリグラム	五百グラム以上	三ミリグラム
十キログラム	百ミリグラム	一トントン以下	表す質量の十万分の五
二十キログラム	百ミリグラム	百グラム以上	基準器公差
一級基準分銅の基準器公差は、表す質量に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。	百ミリグラム	百ミリグラム以上	表す質量の十万分の五
表す質量	基準器公差	表す質量	基準器公差
一ミリグラム	○・○六ミリグラム	百ミリグラム	一・五ミリグラム
二ミリグラム	○・○八ミリグラム	二百ミリグラム	二ミリグラム
三ミリグラム	○・一ミリグラム	五百ミリグラム	三ミリグラム
四ミリグラム	○・一二ミリグラム	一グラム以上	四ミリグラム
五ミリグラム	○・一五ミリグラム	二グラム以上	五ミリグラム
六ミリグラム	○・二ミリグラム	五グラム以上	六ミリグラム
七ミリグラム	○・三ミリグラム	十グラム以上	七ミリグラム
八ミリグラム	○・四ミリグラム	二十グラム以上	八ミリグラム
九ミリグラム	○・五ミリグラム	五十グラム以上	九ミリグラム
十ミリグラム	○・六ミリグラム	一百グラム以上	十ミリグラム
十一ミリグラム	○・八ミリグラム	二百グラム以上	一百ミリグラム
十二ミリグラム	一ミリグラム	五百ミリグラム以上	二百ミリグラム
十三ミリグラム	一・五ミリグラム	一グラム以上	三百ミリグラム
十四ミリグラム	三ミリグラム	二グラム以上	四百ミリグラム
十五ミリグラム	七・五ミリグラム	五グラム以上	五百ミリグラム
十六ミリグラム	十五ミリグラム	十グラム以上	六百ミリグラム
十七ミリグラム	三十ミリグラム	二十グラム以上	七百ミリグラム
十八ミリグラム	七十五ミリグラム	五十グラム以上	八百ミリグラム
十九ミリグラム	一百五十ミリグラム	一百グラム以上	九百ミリグラム
二十ミリグラム	三百ミリグラム	二百グラム以上	一千ミリグラム
二級基準分銅の基準器公差は、表す質量に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。	基準器公差	百グラム以上一トントン以下	表す質量の十万分の十五
表す質量	基準器公差	表す質量	基準器公差
一ミリグラム以上	○・八ミリグラム	一ミリグラム以上	○・八ミリグラム
二百ミリグラム以上	○・六ミリグラム	二百ミリグラム以上	○・六ミリグラム
五百ミリグラム以上	○・五ミリグラム	五百ミリグラム以上	○・五ミリグラム
一千ミリグラム以上	○・四ミリグラム	一千ミリグラム以上	○・四ミリグラム
二千ミリグラム以上	○・三ミリグラム	二千ミリグラム以上	○・三ミリグラム
三千ミリグラム以上	○・二五ミリグラム	三千ミリグラム以上	○・二五ミリグラム
四千ミリグラム以上	○・二ミリグラム	四千ミリグラム以上	○・二ミリグラム
五千ミリグラム以上	○・一ミリグラム	五千ミリグラム以上	○・一ミリグラム
六千ミリグラム以上	○・零五ミリグラム	六千ミリグラム以上	○・零五ミリグラム

第三節 検査方法

第一款 通則

(検査の条件)

第九十二条 基準はかりの検査は、基準はかりを堅牢かつ水平な検査台その他の定盤の上に水平に載せて行う。ただし、土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用される基準はかりについては、この限りでない。

基準はかりが基準はかり以外の器具、機械又は装置と構造上一体となつていて、基準はかりのみを取り外すことにより、その精度又は機能が変化するおそれがあるときは、その一体をなしている状態で検査を行う。

(器差の検査に使用する特定標準器等又は基準器)

第九十三条 基準はかりの器差の検査は、特定標準器等又は器差が検査をする基準はかりの基準器

公差の三分の一を超えない基準分銅を使用して行う。

前項の規定にかかるわらず、基準はかりの器差の検査は、経済産業大臣が別に定める方法により基準分銅と同等以上の精度に調整した分銅であつて第八十三条第二項及び第八十四条(第一項第四号を除く)の規定に適合するもの(以下「実用基準分銅」という)で、かつその器差が検査をする基準はかりの基準器公差の三分の一を超えないものを使用して行うことができる。

(刃及び刃受け等の硬度の検査)

第九十四条 基準はかりの刃、刃受け及び刃ぶた、まちその他刃又は刃受けの滑りを防止するために使用されているもの(石製のものを除く)が第五十六条第一項及び第二項の規定に適合するかどうかの検査は、ロックウェルC硬さが五十七のやすりを検査を行おうとする面に当て、やすりの面に對して角度約三十度の方向に約五十二ユートンの力を加えて行う。

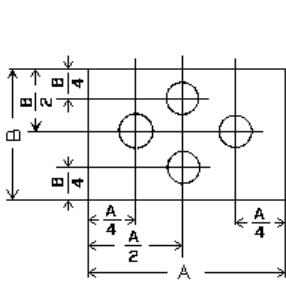
(感じの検査)

第九十五条 基準はかりが第六十四条の規定に適合するかどうかの検査は、質量を負荷していない状態において最小基準器公差等に相当する質量の分銅を、ひょう量及び任意の一以上の質量を加

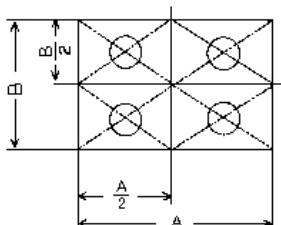
えた状態においてこれらの質量に応ずる基準器公差等に相当する質量の分銅を、基準天びん等以外の基準はかりにあつては載せ台の上方約一センチメートル（これらの分銅の質量が五ミリグラム以下の場合にあつては約二センチメートル、一キログラム以上の場合にあつては約五ミリメートル）の位置から落下させ、基準天びん等にあつては静かに増減させてそれぞれ行う。
 （偏置誤差の検査）

第九十六条 基準はかりが第六十五条の規定に適合するかどうかの検査は、零点を設定した後に、次の各号に定めるところにより、質量を載せ台上の定められた位置に順次負荷し、それぞれの位置において行う。
 一　一の載せ台のある基準はかりについては、次の図の一、台を有する基準はかりについては、次の図の二の位置にひょう量の約四分の一に相当する質量の特定標準器等又は基準器を順次載せて行う。

図の一



図の一



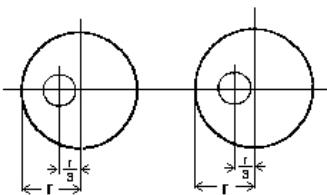
二　一の載せ台のある基準はかりについては、ひょう量の約四分の一に相当する質量の特定標準器等又は基準器を各載せ台の中心から載せ台の半径の三分の一の距離だけ離れたところに次の図の一又は図の二のように載せたときの静止点と、当該特定標準器等又は基準器を各載せ台の中心に載せたときの静止点との差について行う。

図の一

二　一の載せ台のある基準はかりについては、ひょう量の約四分の一に相当する質量の特定標準器等又は基準器を各載せ台の中心から載せ台の半径の三分の一の距離だけ離れたところに次の図の一又は図の二のように載せたときの静止点と、当該特定標準器等又は基準器を各載せ台の中心に載せたときの静止点との差について行う。

図の一

図の二



（耐久性の検査）

第九十七条 基準はかりが第六十六条の規定に適合するかどうかの検査は、ひょう量の約一・五倍（基準天びんにあつては、ひょう量）の質量を負荷して行う。

（器差の検査）

第九十八条 載せ台のある基準はかりの器差の検査は、載せ台のほぼ中央に特定標準器等又は基準器を載せて行う。
 1 基準はかり（二の載せ台のある基準はかりを除く。）の器差の検査は、ひょう量及び任意の二以上の質量について、質量を負荷していない状態から順次ひょう量に相当する質量まで負荷を静かに加えた後に、順次質量を静かに減じて質量を負荷していない状態に戻して行う。
 2 風袋引き機構（正味量を計量するための風袋の質量を計量値から減じる機構をいう。）を有するものの器差の検査は、前項の検査のほか、風袋引きを最大限に働かせた状態において行う。
 3 二の載せ台のある基準はかりの器差の検査は、ひょう量及びひょう量の二分の一（ひょう量が三十キログラム以下のものにあつては、四分の一）に相当する質量において行う。

第二款 基準天びん

（静止点の変化の検査）

第九十九条 基準天びんが第七十条第一項の規定に適合するかどうかの検査は、質量を負荷していない状態及びひょう量に相当する質量の荷重を加えた状態において、それぞれ三回以上繰り返して行う。
 1 基準天びんが第七十条第二項の規定に適合するかどうかの検査は、使用する前の質量を負荷していない状態における静止点を三回測定して求めた値の平均値と、ひょう量に相当する質量の荷重を加えて使用した後の質量を負荷していない状態における静止点を二回測定して求めた値の平均値との差について行う。
 （ライダーさおの誤差の検査）

第一百条 基準極微手動天びんが第七十五条の規定に適合するかどうかの検査は、ライダーさおの両端の目盛線について、次の式により誤差を算出して行つ。

$$\text{器差} = (R \times (N_2 - N_1)) / (n_2 - n_1)$$

$$R \text{は、感量の十倍に相当する質量（感量の十倍に相当する質量が一ミリグラム未満のときは、一ミリグラム）}$$

n_2 は、 n_1 を求めたときのRに相当する質量のライダーを、 n_1 を求めたときのライダーを載せた皿がある側のライダーさおの端の目盛線の位置に載せたときの静止点の値

N_2 は、 n_2 を求めたときのライダーをライダーさおに載せた質量の読み
 $n_△$ は、 n_2 を求めたときの R に相当する質量のライダーを、感量に相当する質量の荷重又は感量

の二倍に相当する質量の荷重を加えたときに生ずる変位と同一の変位が生ずるように移動させたときの静止点の値

第一百一条 第九十八条第四項の器差は、基準極微手動天びん以外の基準ばかりについては、次の式により算出する。

$$\text{器差} = \frac{R}{2} \times \left(\frac{(N_2 - N_\Delta)(n_1 + \frac{n_2 + n_2}{2} - n_0 - n_0)}{\frac{n_2 + n_2}{2} - n_\Delta} + (N_1 + N_2 + 2N_0) \right)$$

\triangle は、基準器公差等

n_0 は、空掛けの状態における静止点の位置

n_1 は、検査荷重に相当する質量の特定標準器等を両方の載せ台に載せたときの静止点の位置

n_2 は、 n_1 を求めたときの特定標準器等を交換して両方の載せ台に載せたときの静止点の位置

$n_△$ は、 n_2 を求めたときの状態において、基準器公差等に相当する質量の特定標準器等を更に一方の載せ台に載せたときの静止点の位置

前項の方法により器差を算出する場合において、質量を負荷していない状態における静止点の値は、測定を三回行って、その平均値により求めるものとする。

第一百二条 第九十八条第四項の器差は、基準極微手動天びんについては、次の式により算出する。

R は、ライダーの質量 n_0 は、ライダーをライダーさおに載せ、両面に荷重を加えないときの静止点の位置 N_0 は、 n_0 を求めたときのライダーをライダーさおに載せた位置の読み n_1 は、検査荷重に相当する質量の特定標準器等を両皿に載せたときの静止点の値 N_1 は、 n_1 を求めたときのライダーをライダーさおに載せた位置の読み n_2 は、 n_1 を求めたときの特定標準器等を交換して両皿に載せたときの静止点の値 N_2 は、 n_2 を求めたときのライダーをライダーさおに載せた位置の読み $n_△$ は、 n_2 を求めたときの状態において、基準器公差等の二倍に相当する質量の特定標準器等を更に一方の皿に載せたときの荷重に等しい荷重が加わるよう、ライダーをライダーさおに載せたときの静止点の値 $N_△$ は、 $n_△$ を求めたときのライダーをライダーさおに載せた位置の読み n_{\triangle} は、 n_2 を求めたときの静止点の位置

をライダーさおに載せた位置の読み n_2 は、 n_1 を求めたときの特定標準器等を更に一方の皿に載せたときの静止点の値 N_1 は、 n_1 を求めたときのライダーをライダーさおに載せたときの静止点の値 N_2 は、 n_2 を求めたときのライナーをライナーさおに載せた位置の読み n_2 は、 n_1 を求めたときの静止点の位置

は、 $n_△$ を求めた後に更に n_2 を求めたときの状態に戻したときの静止点の値 n_{\triangle} は、 n_{\triangle} を求めた後にライダーを N_2 に置き、すべての特定標準器等を取り去ったときの静止点の値

第三款 基準台手動はかり

(零点調整機構の検査)

第一百三条 基準台手動はかりが第六十一条第二項の規定に適合するかどうかの検査は、ひょう量又はひょう量の二分の一の質量を負荷して行う。

(水平器の検査)

第一百四条 基準台手動はかりの水平器が第七十七条第二項の規定に適合するかどうかの検査は、水平器の種類に応じ、次の各号に掲げる位置まで基準台手動はかりを傾けて器差の検査を行うことにより行う。

- 一 下げ振り式水平器であつて、にらみ穴があるものについては、下げ振りが、水平器のにらみの位置において、下げ振りとにらみ穴との間げきの三分の一だけ移動するような位置
- 二 下げ振り式水平器であつて、にらみ穴がないものについては、下げ振りの先端が一ミリメートルだけ移動するような位置

(同一質量による繰返しの検査)

第一百五条 基準台手動はかりが第七十八条の規定に適合するかどうかの検査は、ひょう量に相当する質量を負荷して行う。

(さおしづりの検査)

第一百六条 基準台手動はかりが第七十九条の規定に適合するかどうかの検査は、ひょう量の約四分の一に相当する質量を加え、目盛さおを静かに各方向に動かして行う。

(休み装置による誤差の検査)

第一百七条 休み装置のある基準台手動はかりが第八十条の規定に適合するかどうかの検査は、ひょう量の約四分の一に相当する質量を負荷して行う。

(零点の変化の検査)

第一百八条 基準台手動はかりが第八十二条の規定に適合するかどうかの検査は、器差の検査を行ふ前の質量を負荷していない状態における表示値と、器差の検査を行つた後の質量を負荷していな

い状態における表示値との差について行う。

(台しづりの検査)

第一百九条 基準台手動はかりが第八十二条の規定に適合するかどうかの検査は、ひょう量の約四分の一に相当する質量を載せ台の中央に加え、載せ台にひょう量の約十分の一に相当する力を前後左右に水平に加えて行う。

(基準分銅の器差の検査)
第二百十一条 基準分銅の器差の検査は、器差が検査をする基準分銅の基準器公差の三分の一を超えない基準分銅を使用して二重ひょう量法又は置換ひょう量法により行う。

2 前項の検査において、特定標準器等又は基準器と検査を行う基準分銅との空気中の浮力の差が基準器公差の十分の一を超えるときは、浮力の補正をしなければならない。この場合において、かつ、零度の温度を表す目盛線が付されたものであつては、八千キログラム每立方メートル(その材料がアルミニウム又はアルミニ合金であるものにあつては、二千七百キログラム每立方メートル)とし、特定標準器等又は基準器の密度は、その材料が白金であるものにあつては二万五千五百キログラム每立方メートル、ニッケル、オブ銀又は真ちゅうであるものにあつては八千四百キログラム每立方メートル、ステンレス鋼であるものにあつては八千キログラム每立方メートル、鉄であるものにあつては七千キログラム每立方メートル、アルミニウム又はアルミニ合金であるものにあつては二千七百キログラム每立方メートルとし、空気の密度は、一・二キログラム每立方メートルとする。

3 第一項の検査において、五十キログラム以上の二級基準分銅及び三級基準分銅については、基準分銅に代えて実用基準分銅を使用して行うことができる。

第四章 温度基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

(表記)

第一款 通則

(目盛標識)

第二百十一条 温度基準器の主な目盛線には、その表す温度の値が表記されていなければならぬ。

(目盛標識)

第二百十二条 温度基準器の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさその他の性質が均一でなければならない。

2 温度基準器の目盛線は、その中心線によって温度を表すよう付されなければならない。

3 温度基準器の目盛線は、その太さが目幅の五分の一以下でなければならない。

4 温度基準器の目盛線は、温度基準器を鉛直の状態にし、かつ、感温液の液面の位置までその目盛線が表す温度に保つたときに、その位置によって付されなければならない。

5 温度基準器の目盛線は、感温液が水銀又は水銀アマルガム(以下「水銀等」という。)であるときは、液面の最上部による示度により付されなければならない。

(材質)

第二百十三条 温度基準器に使用されているガラスは、アルカリが遊離し難く、かつ、経年変化をし難いものでなければならない。

第二百十四条 感温液が水銀等である温度基準器(以下この章において「基準水銀温度計」という。)に封入されている水銀等は、不純物を含有していないものでなければならない。

(機構)

第二百十五条 温度基準器のガラスの部分は、継ぎ目の不完全、気泡、傷及びひずみ等があるため、通常の使用状態において、破損するおそれがあるものであつてはならない。

2 温度基準器のガラスの部分の長さは、七十センチメートル以下でなければならない。

3 温度基準器の形状は、直線状でなければならない。

4 温度基準器は、浸線(計るべき温度を保たなければならない部分を表示する線)その他のものをいう。)が付されたものであつてはならない。

5 温度基準器の感温液は、一本の毛細管に入つていかなければならない。

6 温度基準器は、毛細管の内壁が著しく汚れ、毛細管の補漏部に示度に影響を及ぼす程度の量の感温液が付着し、又は毛細管内に水分、空気及びちり等を含んでいること等のため、温度を計る

ときに、感温液の液切れ又は誤差を生ずるものであつてはならない。

7 温度基準器は、温度を計るときに、感温液の移動が円滑であるものでなければならない。

8 温度基準器は、ガラス管が異常反射するもの、二重管のものにあつては、その毛細管若しくは目盛板が著しく動くもの、又はその外管に水及びちり等が入つてること等のため、示度の読み取り難いもの若しくは示度を読み取る際に誤認のおそれがあるものであつてはならない。

(留点)
第二百六十六条 温度基準器は、留点があるものであつてはならない。

(目盛標識) 第二款 基準ガラス製温度計

第二百十七条 基準ガラス製温度計は、零下五十六度から三百六十五度までのうち、一定の範囲の温度を表す目盛線が付されたものであつて、かつ、零度の温度を表す目盛線が付されたものでなければならない。

2 基準ガラス製温度計は、零度の温度を表す目盛線の上下に、その目盛線に連続して、当該基準ガラス製温度計の最小の目量の目盛線が三本以上ずつ付されたものでなければならない。

3 基準ガラス製温度計の目幅は、棒状の基準ガラス製温度計にあつては〇・五ミリメートル以上、二重管の基準ガラス製温度計にあつては〇・四ミリメートル以上でなければならない。

第二百十八条 基準ガラス製温度計のうち、基準水銀温度計は、最小の目量が〇・〇五度、〇・一

度、〇・二度、〇・五度又は一度のものでなければならない。

第二百十九条 基準ガラス製温度計であつて、感温液が水銀等以外の液体であるもの(以下この章において「基準液体温度計」という。)の目盛線は、液面の最下部による示度により付されなければならない。

2 基準液体温度計は、目量が〇・五度又は一度のものでなければならない。

(機構及び作用)

第二百二十条 基準液体温度計に封入されている液体が染料により着色されているときは、その染料は、容易にたい色し、又は沈んでんしないものでなければならない。

第二百二十二条 基準液体温度計は、計ることができる最高の温度が五十度以下のものでなければならない。

第二百二十三条 目量が〇・二度以下の基準ガラス製温度計は、常温に三日以上放置した後に零度の温度を計ったときの示度と、百度の温度(計ることができ最高の温度が百度未満のときは、計ることができる最高の温度の絶対値が計ることができる最低の温度の絶対値より大きいか又は等しい場合にあつては、計ることができる最高の温度、それ以外の場合にあつては、計ることができ最低の温度)に三十分間保つた直後に零度の温度を計ったときの示度との差が〇・〇八度を超えるものであつてはならない。

第二百二十四条 基準ガラス製温度計は、三十分間以上計ることができる最高又は最低の温度に近い温度に保つた後八時間以内に零度の目盛線における器差の検査を行つたときの器差と、再び三十分間以上計ができる最高又は最低の温度に保つた後八時間以内に零度の目盛線における器差の検査を行つたときの器差との差が、基準器公差の二分の一以下のものでなければならない。

第二百二十五条 基準ガラス製温度計は、計ができる最高の温度に保つたときに、感温液の沸腾、酸化、蒸発、凝結若しくは気泡の発生又は球部の変形等が生ずるため、示度の読み取り難いもの又は容易に液切れ若しくは誤差が生ずるおそれがあるものであつてはならない。

第二百二十六条 二重管の基準ガラス製温度計は、外管の頭部が溶接されたものでなければならない。

第二百二十七条から第二百三十条まで 削除

(温度基準器の基準器公差)

第二百三十一条 基準ガラス製温度計の基準器公差は、目量及び目盛線の表す温度に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。

目量

目盛線の表す温度

基準器公差

2 面積基準器は、表面が滑りやすいため、通常の使用状態において、支障があるものであつてはならない。

3 面積基準器は、その形状が円形、正方形又は長方形でなければならない。
面積基準器は、その厚さが〇・五ミリメートルから四ミリメートルまでの範囲内にあるものでなければならない。

第二節 基準器公差

(面積基準器の基準器公差)
第一百五十二条 面積基準器の基準器公差は、表す面積の百分の一とする。

(材質の検査)

第一百五十三条 面積基準器が第百四十九条の規定に適合するかどうかの検査は、常温常湿の環境下で、その面積基準器の面積を計量した後に、温度を十度変化させ、又は湿度を十パーセント変化させて、約十時間放置した直後に、当該面積基準器の面積を計量して行う。

2 前項の検査は、必要がないと認めるときは、省略することができる。

(器差)

第一百五十四条 面積基準器の器差は、表す面積から次の各号に定めるところにより算出された面積を減じて算出するものとする。
一 円形の面積基準器については、次の式により算出された面積

$$\text{算出された面積} = \frac{3.1416}{16} (d_1^2 + d_2^2 + d_3^2 + d_4^2)$$

第一百五十五条 基準フラスコ及び基準ビュレット(以下この章において「基準フラスコ等」といいう。)には、その基準器公差内で計量することができる最大の体積(以下この章において「全量」という。)が表記されていなければならない。

第一百五十六条 基準フラスコ等の目盛線は、その目盛線が表す体積の水を用いて付されたものでなければならない。
2 基準フラスコ等は、その目盛線が表す体積を用いて付されたものでなければならない。

3 基準フラスコ等の目盛線は、水を使用して目盛線の上縁と液面の最下部とが水平に見て一致したときに、その目盛線が表す体積を示すよう付されたものでなければならない。

4 基準フラスコ等の目盛線は、円筒形の部分に付されたものでなければならない。

5 基準フラスコ等の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさその他の性質が均一でなければならない。

6 基準フラスコ等の目盛線は、その大きさが〇・一ミリメートルから〇・四ミリメートルまでの範囲内で、かつ、目盛間隔の五分の一以内でなければならない。

7 基準フラスコ等の目盛線は、その基準フラスコ等を使用する状態に置いたときに、水平になるよう付されているものでなければならない。

8 基準フラスコ等の盛足目盛は、その全量の十分の一の体積の範囲内において付されていなければならない。

9 基準ビュレットの相互に対応する公差目盛の目盛間隔は、四ミリメートル以上でなければならない。

(標準温度)

第一百五十七条 基準フラスコ等の表す体積は、温度二十度の場合を標準として定められたものでなければならない。ただし、温度二十度以外の温度を標準として定められたものであつて、十五度から三十度までの範囲内の標準とする温度が表記されているものにあっては、この限りでない。

(材質)

第一百五十八条 基準フラスコ等に使用されている材料は、透明のガラスでなければならない。

第一百五十九条 基準フラスコ等に使用されているガラスは、次の各号に掲げる事項に適合するものでなければならない。
一 傷、気泡、すじ及び凹凸があるため、液面が規定し難いもの又は破損しやすいものでないことを。

二 焼きなましされているものであること。

第一百六十条 基準フラスコは、その全量が一デシリットル、二デシリットル、五デシリットル、一リットル、二リットル、五リットル又は十リットルのものでなければならない。

d₁, **d₂**, **d₃**, **d₄**は、任意の四箇所についてそれぞれ三回ずつ計量した直径からそれぞれ求められた平均値
二 正方形又は長方形の面積基準器については、次の式により算出された面積算出された面積 $= \frac{3.1416}{16} (d_1^2 + d_2^2 + d_3^2 + d_4^2)$
(1/2) (A₁ + A₂ + A₃ + A₄) A₁は、 $\sqrt{(L_1 - a)(L_1 - b)(L_1 - c)(L_1 - d)}$ により求められた
値 A₂は、 $\sqrt{(L_2 - a)(L_2 - b)(L_2 - c)(L_2 - d)}$ により求められた値 A₃は、 $\sqrt{(L_3 - a)(L_3 - b)(L_3 - c)(L_3 - d)}$ により求められた値 A₄は、 $\sqrt{(L_4 - a)(L_4 - b)(L_4 - c)(L_4 - d)}$ により求められた値 L₁は、 $(a + b + e)/2$ により求められた値 L₂は、 $(c + d + e)/2$ により求められた値 L₃は、 $(a + f + d)/2$ により求められた値 L₄は、 $(b + c + d)/2$ により求められた値 a, b, c, dは、正方形又は長方形の二つの対角線

第六章 体積基準器
第一節 構造に係る技術上の基準
第一款 基準フラスコ等
(表記)

第一百五十四条 面積基準器の器差の検査は、基準巻尺によりその面積基準器の寸法を計量して行う。

第一百五十五条 基準フラスコ等の目盛線(以下この章において「基準フラスコ等」といいう。)には、その基準器公差内で計量することができる最大の体積(以下この章において「全量」という。)が表記されていなければならない。

第一百五十六条 基準フラスコ等の目盛線は、その目盛線が表す体積の水を用いて付されたものでなければならない。

第一百五十七条 基準フラスコ等の目盛線は、その大きさその他の性質が均一でなければならない。

第一百五十八条 基準フラスコ等の目盛線は、その大きさが〇・一ミリメートルから〇・四ミリメートルまでの範囲内で、かつ、目盛間隔の五分の一以内でなければならない。

第一百五十九条 基準フラスコ等に使用されている材料は、透明のガラスでなければならない。

第一百六十条 基準フラスコは、その全量が一デシリットル、二デシリットル、五デシリットル、一リットル、二リットル、五リットル又は十リットルのものでなければならない。

第一百七十七条 基準湿式ガスマーティーは、温差補正計又は温度計（以下この章において「温差補正計等」という。）及び圧力計の取付孔があるものでなければならない。

2 前項の温差補正計等の取付孔は、基準湿式ガスマーティーの液温（計量室の体積が百リットルを超えるものにあつては、液温及びガスの出口側の温度）を計ることができ位置に、圧力計の取付孔は、基準湿式ガスマーティーのガスの入口側になければならない。

第一百七十八条 基準湿式ガスマーティーは、ガスの入口側及び出口側の圧力を測定することができる測定孔を有するものでなければならない。

第一百七十九条 計量室の体積が五十リットル以上の基準湿式ガスマーティーは、計量室内の封入液を除去する装置を有するものでなければならない。

第一百八十一条 基準回転式ガスマーティーは、その計量室に水その他の液体が滞留しないものでなければならない。

第一百八十二条 基準ガスマーティーは、次の式により算出した値が○・一五を超えないものでなければならない。 $0 \cdot 675 \times (S / (n - 1)) S$ は、同一の検査流量で六回以上検査を行った場合におけるそれぞれの器差からこれらの平均値を減じて得た数値を二乗した値の総和nは、検査を行つた回数。

第一百八十三条 基準湿式ガスマーティーは、検査流量における器差と相隣る検査流量の器差の差が○・五パーセントを超えるものであつてはならない。

2 基準湿式ガスマーティー以外の基準ガスマーティーは、表記された使用流量における器差と当該使用流量の○・五倍の使用流量における器差との差が、一パーセントを超えるものであつてはならない。

第三款 基準水道メーター

（表記）

第一百八十四条 基準水道メーターには、その見やすい箇所に、次に掲げる事項が表記されていなければならぬ。

- 1 口径
- 2 二以上五以下の使用流量

2 基準水道メーターには、水の入口又は出口を表す標識が付されていなければならない。

3 基準水道メーターの表示機構には、その表す体積の値が表記されていなければならない。

4 取付姿勢によつて精度が異なるおそれがある基準水道メーターには、その取り付けられるべき姿勢が明らかであるような標識が表記されていなければならない。

（アナログ指示機構）

第一百八十五条 基準水道メーターのアナログ指示機構は、次の各号に掲げる事項に適合するものでなければならない。

- 1 目盛線の太さが○・一ミリメートル以上であること。
- 2 相互に対応する目盛線について、その大きさその他の性質が均一であること。
- 3 指針の先端部が目盛線に重なり、又は目盛線に達すること。

4 指針の先端部が目盛線に重なり、又は目盛線に達すること。

5 上位の指針の先端部の位置が、隣接する下位の指針が指示する計量値に相当する位置に対して、上位の指針の目盛間隔の三分の一以上の食い違いがないこと。

6 基準水道メーターのデジタル表示機構は、次の各号に掲げる事項に適合するものでなければならない。

（デジタル表示機構）

第一百八十六条 基準水道メーターの外箱は、黄銅若しくは鉄又はこれと同等以上の耐久力を有する材料が使用されているものであり、かつ、傷、巣及び埋金等による使用中の破損又は漏水を生じないものでなければならない。

（材質）

第一百八十七条 基準水道メーターの運動部分は、円滑に運動するものでなければならない。

第一百八十八条 基準水道メーターは、入口側の圧力と出口側の圧力との差を測定することができるよう圧力測定孔があるものでなければならない。この場合において、ストレーナーを装置した基準水道メーターにあつては、水がストレーナーを通過した後の入口側の圧力を測定できるものでなければならない。

第一百八十九条 基準水道メーターは、表記された使用流量における器差と当該使用流量の○・五倍の流量における器差との差が一パーセントを超えるものであつてはならない。

第一百九十条 基準水道メーターは、使用するときの圧力が表記されているときは、その圧力より十パーセント大きい圧力に耐えるものでなければならない。

第一百九十二条 基準水道メーターは、次の式により算出した値が○・○五を超えないものでなければならない。 $0 \cdot 675 \times (S / (n - 1)) S$ は、同一の検査流量で六回以上検査を行つた場合におけるそれぞれの器差からこれらの平均値を減じて得た数値を二乗した値の総和nは、検査を行つた回数。

第四款 基準燃料油メーター

（表記）

第一百九十三条 基準燃料油メーターには、その見やすい箇所に、次に掲げる事項が表記されていなければならない。

- 1 口径
- 2 二以上五以下の使用流量

3 二以下の被計量物の種類

2 前項第三号の被計量物の種類は、揮発油、灯油、軽油及び重油とし、重油にあつては、粘度範囲が併記されていなければならない。

3 二種類の被計量物が表記されている基準燃料油メーターにあつては、使用流量の表記は、それが被計量物に共通のものでなければならない。

4 基準燃料油メーターには、燃料油の入口又は出口を表す標識が表記されていなければならない。

5 基準燃料油メーターの表示機構には、その表す体積の値が表記されていなければならない。

6 基準燃料油メーターのアナログ指示機構は、次の各号に掲げる事項に適合するものでなければならない。

1 目盛線の太さが○・一ミリメートル以上であること。

2 相互に対応する目盛線については、その大きさその他の性質が均一であること。

3 指針の先端部が目盛線に重なり、又は目盛線に達すること。

4 指針の先端部が目盛線に重なり、又は目盛線に達すること。

5 上位の指針の先端部の位置が、隣接する下位の指針が指示する計量値に相当する位置に対して、上位の指針の目盛間隔の三分の一以上の食い違いがないこと。

第一百九十四条 基準燃料油メーターのデジタル表示機構は、次の各号に掲げる事項に適合するものでなければならない。

（デジタル表示機構）

一 数字車式のものにあつては、その数字が下から上方向へ回転移動すること。

二 各けた（最下位のけたを除く）の数字の転換が、その隣接する下位のけたの最後の十分の一

一回転の間にに行われること。この場合において、瞬間に数字の転換が行われるものにあつては、その隣接する下位のけたの数字が零に転換する直前又は転換すると同時にに行われること。

（材質）

第二百九十五条 基準燃料油メーターの外箱は、黄銅若しくは鉄又はこれと同等以上の耐久力を有する材料が使用されているものであり、かつ、傷、巣及び埋金等による使用中の破損又は漏えいを生じないものでなければならない。

第二百九十六条 基準燃料油メーターの燃料油の流路部分は、使用する燃料油によつて腐食し難いものでなければならぬ。

（機構及び作用）

第二百九十七条 基準燃料油メーターは、口径が八十ミリメートル以下のものでなければならない。

第二百九十八条 基準燃料油メーターは、入口側の圧力と出口側の圧力との差を測定することができるように圧力測定孔があるものでなければならない。この場合において、ストレーナーを装置した基準燃料油メーターにあつては、燃料油がストレーナーを通過した後の入口側の圧力を測定できるものでなければならない。

第二百九十九条 基準燃料油メーターは、表記された使用流量における器差と当該使用流量の〇・五倍の流量における器差との差が一パーセントを超えるものであつてはならない。

第二百十条 基準燃料油メーターは、使用するときの圧力が表記されているときは、その圧力より十パーセント大きい圧力に耐えるものでなければならない。

第二百十一条 二の種類の被計量物が表記されている燃料油メーターにあつては、それぞれの被計量物を計量したときに、同一の使用流量におけるそれぞれの器差の差が基準器公差に相当する値を超えるものであつてはならない。

第二百十二条 基準燃料油メーターは、次の式により算出した値が〇・〇五を超えないものでなければならない。 $0 \cdot 675 \times (S / (n - 1))$ Sは、同一の検査流量で六回以上検査を行つた場合におけるそれぞれの器差からこれらの平均値を減じて得た数値を二乗した値の総和 n は、検査を行つた回数

第五款 基準タンク

（表記） 第二百十三条 基準タンクには、その見やすい箇所に、次に掲げる事項が表記されていなければならぬ。

一 タンクの種類

二 全量

三 被計量物の種類

四 最少測定量

二 前項第四号の規定にかかわらず、分量目盛がない基準タンクにあつては、その表記を省略することができる。

三 基準タンクの主な目盛線には、それらの表す体積の値が表記されていなければならぬ。ただし、ゲージグラスを使用する基準タンクにあつては、ゲージグラスに近接して取り付けられた側板の主な目盛線に対応する箇所に表記されていることを妨げない。

（目盛標識）

第二百四条 基準タンクの目盛線は、二重線、枝線、折れ線又は目切れとなつてゐるため、通常の

使用状態において、支障があるものであつてはならない。

二 基準タンクの目盛線は、基準タンクを鉛直に据え付けていたときに水平になるものでなければならぬ。ただし、基準タンクの目盛線は、相互に対応するものについては、この限りでない。

三 基準タンクの目盛線は、基準タンクを鉛直に据え付けていたときに水平になるものでなければならぬ。ただし、基準タンクの目盛線は、その大きさその他の性質が均一でなければならぬ。ただし、その目盛線の値が全量その他の表記により明らかなときは、この限りでない。

4 ゲージグラスを使用する基準タンクのゲージグラスの目盛線は、ゲージグラスに直接付されなければならない。

5 ゲージグラスを使用する基準タンクのゲージグラスの目盛線は、その太さが〇・一ミリメートル以上で、かつ、目盛間隔の五分の一以下でなければならない。この場合において、同一の表す目盛線は、同一の量により付されたものでなければならない。この場合において、同一の表す量に応ずる基準器公差の三分の一以内の誤差があることを妨げない。

6 ゲージグラスを使用する基準タンクであつて、ゲージグラスが二以上あるものの同一の量を表示する場合において、同一の量により付されたものでなければならない。

7 基準タンクの目盛線の付されている部分は、液面の水平規定ができるものでなければならない。

8 基準タンクの全量及び零に係る盛足目盛は、その全量の百分の四の体積の範囲内において付されていなければならぬ。

（材質）

第二百五条 基準タンクに使用する材料は、鉄又はこれと同等以上の耐久力を有し、かつ、容易に腐食するおそれがあるものにあつては、表面加工が施してあるものでなければならない。

2 ゲージグラスを使用する基準タンクのゲージグラスは、常温の状態から温度が五十度変化したときに、変形又は破損するものであつてはならない。

第二百六条 基準タンクは、液体を入れたときに、容易に変形し、又は漏えいするものであつてはならない。

（機構及び作用）

第二百七条 基準タンクは、最少測定量の二百分の一の量による液面の位置の変化が二ミリメートル（水道メーター、温水メーター及び積算熱量計の検査に使用するものにあつては、一ミリメートル）以上のものでなければならない。

2 基準タンクの表す体積は、温度二十度（被計量物が油の場合には、十五度）の場合を標準として定められたものでなければならない。

（最少測定量ごとの器差の均一性）

第二百八条 基準タンクは、最少測定量ごとの相隣する表す量に応ずる器差の差が、これらの表す量の差に相当する基準器公差に相当する値以下でなければならない。

（水平装置） 第二百九条 基準タンクは水平装置を有するものでなければならない。ただし、定置して使用するものにあつては、この限りでない。

第二百十条 ゲージグラスを使用する基準タンクは、そのゲージグラスとタンクとの接続管の内径がゲージグラスの内径以上ものでなければならない。

第二百十一条 ゲージグラスを使用する基準タンクのゲージグラスは、傷、気泡、すじ及びひずみ等があるため、通常の使用状態において、破損するおそれがあるものであつてはならない。

第二百十二条 ゲージグラスを使用する基準タンクは、そのゲージグラスが表す量とこれに相当するタンクの体積との関係を表す位置が明らかなものでなければならない。ただし、基準タンクの表す量がゲージグラスの内径以上ものでなければならない。

第二百十三条 オーバーフローの口縁が全量を表す基準タンクは、その口縁が滑らかなものでなければならない。

（目量） 第二百十四条 液体メーター用基準タンクの最小の目量は、全量に応じ、それぞれ次の表のとおりでなければならない。

全量 五百リットル以下	最小の目量 一リットル以下
五百リットルを超えるとき (ゲージグラスの内径)	全量の五百分の一に相当する体積以下 に応じ、それぞれ次の表のとおりでなければならない。

第二百十五条 ゲージグラスを使用する液体メーター用基準タンクのゲージグラスの内径は、全量

全量 千リットル以下	ゲージグラスの内径 十三ミリメートル以上
千リットルを超えるとき 2 ゲージグラスを使用する液体タンク用基準タンクのゲージグラスの内径は、十三ミリメートル以上でなければならない。	二十ミリメートル以上

(表記) 第二百六十六条 基準体積管には、その見やすい箇所に、次に掲げる事項が表記されていなければならぬ。
第六款 基準体積管

第二百六十七条 基準体積管には、その見やすい箇所に、次に掲げる事項が表記されていなければならぬ。

一 全量
二 被計量物の種類
三 最少測定量
四 基準ピストンブルーバーであつて、バルス内挿機能を有するものは、その旨
五 基準物の種類は、基準パイプブルーバーであつては揮発油、灯油、軽油、重油及び水、基準ピストンブルーバーであつては揮発油、灯油、軽油、重油、水、液化石油ガス、空気及びガス、基準ベルブルーバーにあつては空気及びガスとする。

三 基準ピストンブルーバー又は基準パイプブルーバーであつて、検出端が二箇所以内のものについては、最少測定量を表記することを要しない。

四 基準ベルブルーバーの主な目盛線には、その表す体積の値が表記されていなければならない。

第二百七十七条 運動子を有する基準体積管は、その運動子の検出端を示す標識がなければならぬ。

(目盛標識)

第二百八十八条 基準ベルブルーバーの目盛線は、二重線、枝線、折れ線又は目切れとなつていて、通常の使用状態において、支障があるものであつてはならない。

2 基準ベルブルーバーの目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさその他の性質が均一でなければならない。ただし、その目盛線の値が全量その他の表記により明らかなるときは、この限りでない。

3 基準ベルブルーバーの目盛線は、その太さが○・一ミリメートル以上で、かつ、目盛間隔の五分の一以下でなければならない。

4 基準ベルブルーバーの目盛線は、基準ベルブルーバーを鉛直に据え付けたときに、水平になるものでなければならない。

5 基準ベルブルーバーの目盛線が付されている部分は、目盛面の水平規定ができるものでなければならない。

6 基準ベルブルーバーの全量に係る盛足目盛は、その全量の百分の四の体積の範囲内において付されていなければならない。

(材質)

第二百九十九条 基準体積管に使用する材料は、鉄又はこれと同等以上の耐久力を有し、かつ、容易に腐食するおそれがあるものにあつては、表面加工が施してあるものでなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、基準ベルブルーバーの浮鐘に使用する材料は、黄銅又はこれと同等以上の耐久力を有し、かつ、容易に腐食するおそれがないものでなければならない。

第二百二十条 基準体積管（基準ベルブルーバーを除く。）は、液体を入れたときに、容易に変形し、又は漏えいするものであつてはならない。

2 ガスマーテー用基準体積管は、空気又はガスを密封したときに漏えいするものであつてはならない。

3 液体メーター用基準体積管は、使用圧力のあるものはその使用圧力、使用圧力の表記のないものは百キロパスカルの圧力に耐えるものでなければならない。

(機構及び作用) 第二百二十二条 基準体積管（基準ベルブルーバーを除く。）は、運動子が円滑に移動し、かつ、運動子の接触部分に漏えいを生じないのでなければならない。

第二百二十二条 基準体積管であつて計量室を構成する部分が分離するものは、その分離する部分をノックピンを用いる方法その他の方法により接合し、偏心又は漏えいを生じないものでなければならない。
2 前項の温度計の取付孔は、基準体積管の入口側で温度を計ることができる位置に、圧力計の取付孔は、基準体積管の被計量物の入口側及び出口側になければならない。

(安定性) 第二百二十三条 基準体積管は、温度計及び圧力計の取付孔があるものでなければならない。

第二百二十四条 基準体積管は、二回以上器差の検査を行つた場合におけるそれぞれの器差の差が基準器公差の五分の一以下となるものでなければならない。

第二百二十五条 基準体積管は、水平装置を有するものでなければならない。ただし、定置して使用するものにあつては、この限りでない。

第二百二十六条 基準ベルブルーバーの目量は、全量に応じ、それぞれ次の表のとおりでなければならない。

全量 五百リットル以下	目量 一リットル以下
一 五百リットル以下	〇・二ミリリットル
二 五百リットル	〇・四ミリリットル
三 五百リットル	〇・五ミリリットル
四 五百リットル	一ミリリットル
五 五百リットル	二ミリリットル
六 五百リットル	三ミリリットル
七 五百リットル	五ミリリットル

第二百二十七条 体積基準器の基準器公差は、全量に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。

全量 五百リットル以下	基準器公差 一リットル以下
一 五百リットル以下	〇・二ミリリットル
二 五百リットル	〇・四ミリリットル
三 五百リットル	〇・五ミリリットル
四 五百リットル	一ミリリットル
五 五百リットル	二ミリリットル
六 五百リットル	三ミリリットル
七 五百リットル	五ミリリットル

第二百二十八条 基準器公差は、全量に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。

全量 五百リットル以下	基準器公差 一リットル以下
一 五百リットル以下	〇・二ミリリットル
二 五百リットル	〇・四ミリリットル
三 五百リットル	〇・五ミリリットル
四 五百リットル	一ミリリットル
五 五百リットル	二ミリリットル
六 五百リットル	三ミリリットル
七 五百リットル	五ミリリットル

第二百二十九条 基準ガスマーテーの基準器公差は、千分の十五とする。

四 基準水道メーター及び基準燃料油メーターの基準器公差は、二百分の一とする。

五 基準タンク及び基準体積管の基準器公差は、最少測定量を超える量に応ずるものは、眞実の体積の二百分の一、最少測定量以下の量に応ずるものは、最少測定量の二百分の一とする。

第三節 検査方法

第一款 基準フ拉斯コ等

(目盛線の検査)

第二百二十九条 基準フ拉斯コ等の目盛線が第百五十六条第七項の規定に適合するかどうかの検査は、その目盛線の最も高い位置及び最も低い位置における体積を計つて行い、それらの体積とそ

の目盛線が表す体積との差がその体積に応ずる基準器公差に相当する体積の範囲内にあるときは、その基準プラスコ等は、同項の規定に適合するものとする。

(機構及び作用の検査)

第二百二十九条 基準プラスコ等が第二百六十二条第一項の規定に適合するかどうかの検査は、特定標準器等を用いて行う。

第二百三十一条 基準ビュレットに付されたコックが第二百六十二条第一項の規定に適合するかどうかの検査は、コックをあらかじめ布でぬぐって行う。

第二百三十二条 基準プラスコ等の器差の検査は、定置する形状のものにあつては、水平な定盤の上に置いて、取り付けて使用するものにあつては、その状態において、蒸留水を用いて行う。

第二百三十三条 基準プラスコ等の器差の検査は、温度の表記がないときは温度二十度において、温度の表記があるときは表記された温度において行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、常温において行うことを妨げない。

第二百三十四条 基準プラスコ等の器差の検査は、目盛線の上縁と液面の最下部について規定して行う。

第二百三十五条 前項の場合において、目盛線を規定するときは、水平規定により行う。

第二百三十六条 基準プラスコ等の器差の検査は、全量を表す目盛線及び任意の二箇所以上の目盛線について二回以上検査を行つて、それぞれの平均値を算出して行う。

第二百三十七条 基準プラスコ等の器差の検査は、衡量法により行う。

第二百三十八条 前項の場合において、基準プラスコ等に入れた水の質量及び温度を特定標準器等により計つて行う。この場合において、基準プラスコにあつては、これに満たした水を徐々に排出し、二十秒間口縁を下にして放置した後に行う。

第二百三十九条 基準プラスコ等の器差は、衡量法によるときは、次の式により真実の体積を算出するものとする。 $Q = \frac{W}{d} - (1 + \alpha)(1/d) - (1/\delta) + a(T-t)$ Qは、真実の体積(ミリリットル) Wは、検査に使用する水と釣り合う特定標準器等の表す質量(グラム) dは、測定時の水の密度(グラム毎立方センチメートル) aは、標準分銅の密度(八グラム毎立方センチメートル) Tは、検査を行う基準プラスコ等に表記された温度(温度の表記がないときは、二十度) tは、測定時の水の温度(〇・一度まで読むものとする)。

第二百四十一条 基準ガスマーティーの器差の検査における温度差の補正是、温差補正計等により行う。

第二百四十二条 前項の温度差の補正是、基準ガスマーティーに空気を通した直後及び空気を止める直前における特定標準器等の温差補正計の示度の平均値から、基準ガスマーティーの温差補正計の示度の平均値を減じて得た値(温度計を用いる場合には、二・七三度の温度差を一パーセントとして換算した値)を基準ガスマーティーの器差に加えたものを、基準点の器差に加えて行う。

第二百四十三条 基準ガスマーティーが第二百七十四条の規定に適合するかどうかの検査は、漏えい検査装置を使用して行う。

第二百四十四条 基準ガスマーティーが第二百八十二条の規定に適合するかどうかの検査は、表記された使用流量のうち最小のものにより行う。

第二百四十五条 前項の規定は、第二百三十六条及び第二百四十一条の検査に準用する。

第二百三十六条 基準ガスマーティーの器差の検査は、数個の検査を行ふ基準ガスマーティーを検査台に取り付けて、基準ガスマーティーに空気を通過させ、その示度と特定標準器等の示度とを比較して行う。

第二百三十七条 基準湿式ガスマーティーの器差の検査は、あらかじめ、基準湿式ガスマーティーを水平装置により水平な位置に保持し、液面の調整をして行う。

(検査流量)

第二百三十九条 基準ガスマーティー以外の基準ガスマーティーの器差の検査は、その取付姿勢で行う。

第二百三十八条 基準ガスマーティーの検査流量は、表記された流量とする。

第二百三十九条 基準ガスマーティーの器差の検査は、あらかじめ、検査流量のうち最大流量で当該の検査は、コックをあらかじめ布でぬぐって行う。

第二百四十一条 基準ガスマーティー以外の基準ガスマーティーにあつては計量室の体積の十倍、基準湿式ガスマーティーにあつては計量室の体積の百倍以上とする。

第二百四十二条 基準ガスマーティーに通す空気の体積は、検査流量ごとに五分間量(二十分)以上とする。

第二百四十三条 前項の検査において、基準ガスマーティーであつて、その量が百リットルを超える場合は、百リットル以上とする。

第二百四十四条 第一項の検査は、基準点を二とり、同一の指示量に対する基準点ごとに算出した器差の平均値(以下「基準点の器差」という)に、検査を行う基準ガスマーティーと特定標準器等との温度差及び圧力差の補正並びに空気中の水蒸気の質量の変化による補正をして行う。

第二百四十五条 前項の検査においては、前項の規定にかかわらず、基準点を一とすることを妨げない。

第二百四十六条 第一項の検査は、同一の検査流量について六回以上行い、その平均値を基準ガスマーティーの器差とする。

第二百四十七条 基準ガスマーティーの器差の検査における温度差の補正是、温差補正計等により行う。

第二百四十八条 前項の温度差の補正是、基準ガスマーティーに空気を通した直後及び空気を止める直前における特定標準器等の温差補正計の示度の平均値から、基準ガスマーティーの温差補正計の示度の平均値を減じて得た値(温度計を用いる場合には、二・七三度の温度差を一パーセントとして換算した値)を基準ガスマーティーの器差に加えたものを、基準点の器差に加えて行う。

第二百四十九条 基準ガスマーティーの器差の検査における圧力差の補正是、空気の通過中ににおける基準ガスマーティーの空気の圧力から、特定標準器等の空気の圧力を減じて得た圧力差を、十パスカルの圧力差を〇・〇一パーセントとして換算して、基準ガスマーティーの器差に加えて行う。

第二百五十条 基準水道メーターの器差の検査は、表記された使用流量により行う。

第二百五十二条 基準水道メーターが第二百八十九条の規定に適合するかどうかの検査は、表記された使用流量のうち最小のものにより行う。

第二百五十三条 基準水道メーターが第二百九十条の規定に適合するかどうかの検査は、表記された圧力より十パーセント大きい圧力の水で、五分間加圧して行う。

第二百五十四条 前項の規定は、第二百三十六条及び第二百四十一条の検査に準用する。

第二百五十五条 基準水道メーターの器差の検査は、その取付姿勢の標識が付されているものは、その取付姿勢で行う。

第二百五十六条 基準水道メーターの器差の検査は、あらかじめ、その基準水道メーターに表記された使用流量のうち最大の流量で五分間以上水を通してから行う。

第二百四十七条 基準水道メーターの器差の検査は、基準水道メーターの指示機構の表示部により任意の基準点を定め、基準水道メーターの検査流量で検査を行う基準水道メーターに水を通じて、その指示量から特定標準器等の示度が示す通過した水の体積を減じて器差を算出して行う。

この場合において、アナログ指示機構を有する基準水道メーターにあっては、その表示部が整数回転したときの指示量により、器差を算出する。
2 前項の検査において、基準水道メーターに通す水の体積は、その基準水道メーターに表記された使用流量ごとに目量の二百倍以上とする。

3 第一項の検査は、基準点を二とり、基準点の器差を算出して行う。
4 基準点及び特定標準器等の示度を自動的に読み取ることがができる装置を用いて第一項の検査を行いう場合には、前項の規定にかかわらず、基準点を一とすることを妨げない。

5 第一項の検査は、同一の検査流量について六回以上行い、その平均値を基準水道メーターの器差とする。

第四款 基準燃料油メーター

(機構及び作用の検査)

第二百四十八条 基準燃料油メーターが第百九十九条の規定に適合するかどうかの検査は、表記された使用流量のうち最も小のものにより行う。

第二百四十九条 使用するときの圧力の表記がある基準燃料油メーターが第二百条の規定に適合するかどうかの検査は、表記された圧力より十パーセント大きい圧力の試験液(被計量物又はこれと同等以上の粘度を有する液体をいう。以下この章において同じ。)で五分間加圧して行う。(器差の検査)

第二百五十一条 基準燃料油メーターの器差の検査は、表記された使用流量により行う。

第二百五十二条 基準燃料油メーターの器差の検査は、その取付姿勢が付されているものは、その取付姿勢で行う。

第二百五十三条 基準燃料油メーターの器差の検査は、表記された被計量物に応ずる試験液(被計量物が重油の場合にあっては、〇・〇一バスカル秒を超える〇・一バスカル秒以下の重質油)を用いて行う。

第二百五十四条 基準燃料油メーターに表記された使用流量のうち最大の流量で五分間以上試験液を通してから行う。

第二百五十五条 基準燃料油メーターの器差の検査は、基準燃料油メーターの指示機構の表示部により任意の基準点を定め、基準燃料油メーターに試験液を通して、その指示量から特定標準器等の示度が示す通過した試験液の体積を減じて器差を算出して行う。この場合において、アナログ指示機構を有する基準燃料油メーターにあっては、その表示部が整数回転したときの指示量により、器差を算出する。

第二百五十六条 基準タンクの器差の検査は、タンクに水平装置を有するものにあっては、水平装置により水平な位置に保持し、定置してあるものにあっては、その状態で行う。

第二百五十七条 基準タンクの器差の検査は、比較法又は衡量法により行う。

第二百五十八条 比較法は、特定標準器等により、検査を行う基準タンクから排出された水その他の液体を計量して行う。基準タンクに注入され又は検査を行う基準タンクから排出された水その他の液体を計量して行う。

第二百五十九条 衡量法は、特定標準器等により、検査を行う基準タンクに注入され又は検査を行う基準タンクから排出された水その他の液体の質量及び密度を測定して行う。

第二百六十条 全量が千リットル未満の液体メーター用基準タンクであつて、水道メーター、温水メーター又は積算熱量計の検定に使用するもの並びに全量が二十五リットル未満の液体メーター用基準タンクであつて、燃料油メーターの検定に用いるものについては、比較法により器差の検査を行う。

第六款 基準体積管

(材質の検査)

第二百六十二条 ガスマーテー用基準体積管が第二百二十条第二項の規定に適合するかどうかの検査は、全量に相当する体積で圧力五百バスカルの空気又はガスを密封し、三十分間放置して行う。この場合において、三十分後の圧力の低下が、二十パスカル以下であるときは、そのガスマーテー用基準体積管は、同項の規定に適合するものとする。

第二百六十三条 基準体積管の器差の検査は、次の各号に定める方法により行う。

1 基準パイプブルーバーについては、比較法又は衡量法

2 基準ピストンブルーバーについては、測長法、比較法又は衡量法

3 基準ベルブルーバーについては、測長法又は衡量法

4 基準ボンベについては、比較法又は衡量法

第二百六十四条 基準体積管の器差の検査は、常温の水又は蒸留水により行う。ただし、使用中のものにあつては、この限りでない。

(材質の検査)

第二百六十五条 ガスマーテー用基準体積管が第二百二十条第二項の規定に適合するかどうかの検査は、全量に相当する体積で圧力五百バスカルの空気又はガスを密封し、三十分間放置して行う。この場合において、三十分後の圧力の低下が、二十パスカル以下であるときは、そのガスマーテー用基準体積管は、同項の規定に適合するものとする。

第二百六十六条 比較法及び衡量法は、常温の水又は蒸留水により行う。ただし、使用中のものにあつては、この限りでない。

第二百六十七条 比較法は、特定標準器等により、検査を行う基準体積管に注入され又は検査を行う基準体積管から排出された水又は蒸留水その他の試験液を計量して行う。

第二百六十八条 衡量法は、特定標準器等により、検査を行う基準体積管に注入され又は検査を行う基準体積管から排出された水又は蒸留水その他の試験液の質量及び密度を計量して行う。

第二百六十九条 基準体積管の器差の検査は、水平装置を有するものにあつては、水平装置により水平な位置に保持して、定置してあるものにあつては、その状態で行う。

第七章 密度基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

(表記)

第一款 通則

第二百六十二条 密度基準器の主な目盛線には、その表す密度の値が表記されていなければならない。

第二百六十三条 密度基準器の目盛線は、その中心線によつて密度を表すように付されていなければならない。

第二百六十四条 密度基準器の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさその他の性質が均一でなければならない。

第二百六十五条 密度基準器の目盛線は、けい部が胴部に移る箇所から上方に五ミリメートル以上離れていないければならない。

第二百六十六条 密度基準器の目盛線は、その長さがけい部の全周の長さの五分の一を超えないなければならない。

第二百六十七条 密度基準器の目盛線は、その太さが〇・一ミリメートルから〇・五ミリメートルまでの範囲内にあつて、かつ、幅の五分の一以下でなければならない。

第五款 基準タンク

(材質の検査)

第二百六十八条 基準タンクが第二百六条の規定に適合するかどうかの検査は、全量に相当する液体を入れて約三十分钟間放置して行う。

第二百六十九条 基準タンクの器差の検査は、常温の水によつて行う。ただし、使用中のものにあつては、この限りでない。

6 密度基準器の目盛線は、当該密度基準器を液体に浮かべたときに、水平面に対し角度二度以上傾斜してはならない。

7 密度基準器の目幅は、○・五ミリメートルを超えるものでなければならない。
(標準温度)

第二百六十四条 密度基準器の目盛線は、温度十五度の場合を標準として付されたものでなければならない。

(材質)

密度基準器に使用されている材料は、透明なガラスでなければならない。

2 密度基準器の材料に使用されているガラスの体膨張係数の値は、○・○〇〇〇二から○・〇〇〇三までの範囲内になければならない。ただし、体膨張係数の値を当該密度基準器に表記する場合は、この限りでない。

3 密度基準器は、その材料に使用されているガラスに傷、気泡及びひずみ等があるため、当該密度基準器が表す示度の読み取り難いもの又はつめで押してつぶれる気泡があるものであつてはならない。

(機構及び作用)

第二百六十六条 密度基準器は、けい部の内側に目盛紙を入れたものでなければならない。

第二百六十七条 密度基準器は、けい部の内面と目盛紙との間に間げきがあるため、示度の規定の際に誤認のおそれがあるものであつてはならない。

第二百六十八条 密度基準器は、目盛紙が離脱しないものでなければならない。

第二百六十九条 密度基準器は、胴部の下に散弾、水銀その他の重量付加物を入れるおもり室をするものにあつては、重量付加物がおもり室の外に出るものであつてはならない。

第二百七十一条 密度基準器は、液体に浮かべて静止させたときに、鉛直線に對して角度三度以上傾斜するものであつてはならない。

第二百七十二条 密度基準器のけい部は、その軸に垂直な切断面が円形でなければならない。

第二百七十三条 密度基準器のけい部に生じる検査液のメニスカスの形が、密度基準器を検査液中の平衡位置から静かに上下に移動させたときに、変化してはならない。

第二款 基準密度浮ひよう

(目盛標識)

第二百七十二条 基準密度浮ひようは、六百キログラム每立方メートルから二千キログラム每立方メートルまでのうち、一定の範囲の密度を表す目盛線が付されたものでなければならない。

2 基準密度浮ひようは、目量が○・二キログラム每立方メートル又は○・五キログラム每立方メートルのものでなければならない。

第二百七十三条 基準密度浮ひようは、密度を表す目盛線以外の目盛線が付されたものであつてはならない。

第三款 液化石油ガス用基準浮ひよう型密度計

(表記)

第二百七十四条 液化石油ガス用基準浮ひよう型密度計には、その見やすい箇所に、液化石油ガス用である旨が表記されなければならない。

(目盛標識)

第二百七十五条 液化石油ガス用基準浮ひよう型密度計は、四百七十キログラム每立方メートルから六百五十キログラム每立方メートルまでのうち、一定の範囲の密度を表す目盛線が付されたものでなければならない。

2 液化石油ガス用基準浮ひよう型密度計は、目量が一キログラム每立方メートル又は二キログラム每立方メートルのものでなければならない。

第二百七十六条 液化石油ガス用基準浮ひよう型密度計は、密度を計るときに、くぼみが生じ、又は破損するおそれがあるものであつてはならない。

(機構)

第二百七十七条 液化石油ガス用基準浮ひよう型密度計は、密度を表す目盛線以外の目盛線が付されたものであつてはならない。ただし、胴部に封入されている温度計の目盛線については、この限りでない。

第二百七八八条 液化石油ガス用基準浮ひよう型密度計の胴部に封入されている温度計は、次の各号に掲げる事項に適合するものでなければならぬ。

一 零度から四十度までの範囲の温度を表す目盛線が付されたものであること。

二 目量が一度以下のものであること。

三 器差が○・五度を超えないものであること。

四 毛細管の内壁が著しく汚れ、毛細管の補球部に示度に影響を及ぼす程度の量の感温液が付着し、又は毛細管内に水分、空氣及びちり等を含んでいること等のため、温度を計るときに、感温液の液切れ又は誤差を生じないものであること。

第二節 基準器公差

第二百七十九条 基準密度浮ひようの基準器公差は、目量に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。

目量	基準器公差
○・二キログラム每立方メートル	○・五キログラム每立方メートル
○・五キログラム每立方メートル	一キログラム每立方メートル
一キログラム每立方メートル	一キログラム每立方メートル
二キログラム每立方メートル	二キログラム每立方メートル

2 液化石油ガス用基準浮ひよう型密度計の基準器公差は、目量に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。

目量	基準器公差
○・二キログラム每立方メートル	一キログラム每立方メートル
○・五キログラム每立方メートル	二キログラム每立方メートル
一キログラム每立方メートル	一キログラム每立方メートル
二キログラム每立方メートル	二キログラム每立方メートル

第二百八十条 基準密度浮ひようが基準器検査に合格し、かつ、基準器検査成績書の記載により、検査を行つた後三年を経過したことが明らかであるときは、基準器公差は、目量に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。

目量	基準器公差
○・二キログラム每立方メートル	一キログラム每立方メートル
○・五キログラム每立方メートル	二キログラム每立方メートル
一キログラム每立方メートル	一キログラム每立方メートル
二キログラム每立方メートル	二キログラム每立方メートル

第三節 検査方法

第二百八十二条 密度基準器の目盛紙が第二百六十七条及び第二百六十八条の規定に適合するかどうかの検査は、密度基準器に手の平で上下に軽く振動を与えて、その目盛紙がけい部に密着しているかどうか又は脱落するおそれがあるかどうかについて行う。

第二百八十三条 液化石油ガス用基準浮ひよう型密度計が第二百七十六条の規定に適合するかどうかの検査は、検査を行う液化石油ガス用基準浮ひよう型密度計に一メガパスカルの圧力を加えて行う。ただし、五百キログラム每立方メートル未満の密度を表す目盛線の付されたものについては、一・五メガパスカルの圧力を加えて行う。

(器差の検査)

第二百八十三条 密度基準器の器差の検査は、計ることができ最大及び最小の密度を表す目盛線並びに任意の一以上の目盛線について行う。ただし、計ることができ最大又は最小の密度を表す目盛線についての器差の検査が困難なときは、できるだけそれに近い目盛線について行う。

第二百八十四条 密度基準器の器差の検査は、検査を行う目盛線について二回以上測定し、その平均値を求めて行う。

第二百八十五条 密度基準器の器差の検査は、特定標準器等及び当該密度基準器を、検査を行う目盛線の表す密度と同一の密度の検査液中に浮かべて、その示度を比較して行う。

2 密度基準器の器差の検査において、当該密度基準器の検査を行う目盛線の表す密度と同一の密度の検査液を使用することができないときは、次の各号に定める式により器差を算出する。

一 検査液の密度以下の密度を表す目盛線の器差を算出する場合

Rは、検査

第二百八十八条 基準液柱型圧力計には、その見やすい箇所に、次に掲げる事項が表記されなければならない。

一 計ることができる圧力の範囲

二 目量

三 使用する液体の種類

2 基準液柱型圧力計の主な目盛線には、その表す圧力の値が表記されていなければならない。

(目盛標識)

第二百八十九条 基準液柱型圧力計の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさその他の性質が均一でなければならない。

2 基準液柱型圧力計の目盛線は、その中心線によって圧力を表すように付されていなければならない。

3 基準液柱型圧力計の目盛線は、その太さが○・一ミリメートル以上で、かつ、目幅の五分の一以下でなければならない。

4 基準液柱型圧力計の目盛線は、使用する液体が水銀であるときは、液面の最上部にある示度により、水銀以外の液体であるときは、液面の最下部にある示度により付されていなければならない。

5 基準液柱型圧力計の目盛間隔は、○・五ミリメートル以上でなければならない。

(標準温度)

第二百九十条 基準液柱型圧力計の目盛線は、温度二十度の場合を標準として付されたものでなければならぬ。ただし、二十度以外の温度を標準として付されたものであつて、その標準とする温度が表記されたものについては、この限りでない。

第二百九十二条 目盛板に二種類以上の計量単位による目盛標識が付されている基準液柱型圧力計は、同一の圧力を表す目盛線の高さが同じでなければならない。この場合において、基準器公差の三分の一に相当する高さ以内の誤差のあることを妨げない。

(機構及び作用)

第二百九十二条 基準液柱型圧力計は、液体が漏えいしないものでなければならぬ。

第二百九十三条 基準液柱型圧力計は、水平装置を有するものでなければならぬ。

2 単管式基準液柱型圧力計は、基点を調整する装置を有するものでなければならぬ。

第二百九十四条 基準液柱型圧力計のガラス管又はプラスチック管(以下この章において「ガラス管等」という。)は、継ぎ目の不完全、気泡、傷及びひずみ等があつてはならない。

2 基準液柱型圧力計のガラス管等は、目盛標識を付した部分が直線状でなければならない。

第二百九十五条 基準液柱型圧力計のガラス管等の内壁は、清潔でなければならない。

千六百キログラム每立方メートル以上

よう化第一水銀とよう化カリウムとの混合液

六百五十キログラム每立方メートルから七百キログラム每立方メートルまで	石油エーテル、エチルエーテル、ベンジン又はこれらの混合液	検査液
七百キログラム每立方メートルから七百三十キログラム每立方メートルまで	エンジン又はこれらの混合液	
八百キログラム每立方メートルから八百五十キログラム每立方メートルまで	エチルエーテル、ベンジン又はこれらの混合液	
八百三十キログラム每立方メートルから八百五十キログラム每立方メートルまで	水と酒精との混合液	
八百五十キログラム每立方メートルから千八百五十キログラム每立方メートルまで	硫酸と水との混合液	

度の空気中で、質量 ρ_1 の針金でつた密度基準器の重さに釣り合う特定標準器等の質量(キログラム) P は、質量 ρ_2 の針金で密度基準器を検査液中につけ、ちょうどその示度がRを示すようにしたときに釣り合う特定標準器等の質量(キログラム)

第二百八十六条 密度基準器の器差の検査に使用する検査液は、検査を行う密度に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。

検査を行う密度

を行う目盛線の表す密度(キログラム每立方メートル) W_1 は、検査を行う密度基準器の重さに釣り合う特定標準器等の質量(キログラム) P は、検査を行う密度基準器に巻き付けたおもりを針金で特定標準器等に釣り、検査液中に沈ませたときの重さに釣り合う特定標準器等の質量(キログラム) D は、密度基準器の検査を行う目盛線がある箇所におけるけい部の直径(メートル) T は、検査液の表面張力(ニュートン每メートル) T は、液体の表面張力(ニュートン每メートル) t は、検査液の温度 θ は、温度 t のときの検査液の密度(キログラム每立方メートル) ρ は、検査を行うときの空気の密度(キログラム每立方メートル)

第二百八十七条 密度基準器の器差の検査は、検査を行う前に特定標準器等及び密度基準器を酒精又はエチルエーテルで洗浄した後に、当該特定標準器等及び当該密度基準器の表面の温度を通常の温度に戻してから行う。

2 密度基準器の器差の検査は、よく洗浄した容器に検査液を入れてかくはんし、気泡の上昇がやみ、液面が静止した後に行う。

3 密度基準器の器差の検査は、検査液の温度を室温に近い温度に保つて行う。

第八章 圧力基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

(表記)

第一款 基準液柱型圧力計

第二百八十八条 基準液柱型圧力計には、その見やすい箇所に、次に掲げる事項が表記されなければならない。

一 計ることができ圧力の範囲

二 目量

三 使用する液体の種類

2 基準液柱型圧力計の主な目盛線には、その表す圧力の値が表記されていなければならない。

(目盛標識)

第二百八十九条 基準液柱型圧力計の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさその他の性質が均一でなければならない。

2 基準液柱型圧力計の目盛線は、その中心線によって圧力を表すように付されていなければならない。

3 基準液柱型圧力計の目盛線は、その太さが○・一ミリメートル以上で、かつ、目幅の五分の一以下でなければならない。

4 基準液柱型圧力計の目盛線は、使用する液体が水銀であるときは、液面の最上部にある示度により、水銀以外の液体であるときは、液面の最下部にある示度により付されていなければならない。

5 基準液柱型圧力計の目盛間隔は、○・五ミリメートル以上でなければならない。

(標準温度)

第二百九十条 基準液柱型圧力計の目盛線は、温度二十度の場合を標準として付されたものでなければならない。ただし、二十度以外の温度を標準として付されたものであつて、その標準とする温度が表記されたものについては、この限りでない。

第二百九十二条 目盛板に二種類以上の計量単位による目盛標識が付されている基準液柱型圧力計は、同一の圧力を表す目盛線の高さが同じでなければならない。この場合において、基準器公差の三分の一に相当する高さ以内の誤差のあることを妨げない。

(機構及び作用)

第二百九十二条 基準液柱型圧力計は、液体が漏えいしないものでなければならぬ。

第二百九十三条 基準液柱型圧力計は、水平装置を有するものでなければならぬ。

2 単管式基準液柱型圧力計は、基点を調整する装置を有するものでなければならぬ。

第二百九十四条 基準液柱型圧力計のガラス管又はプラスチック管(以下この章において「ガラス管等」という。)は、継ぎ目の不完全、気泡、傷及びひずみ等があつてはならない。

2 基準液柱型圧力計のガラス管等は、目盛標識を付した部分が直線状でなければならない。

2 基準液柱型圧力計は、圧力を計るときに、使用する液体の移動が円滑であるものでなければならぬ。

第二百九十六条 基準液柱型圧力計に使用される液体は、不純物及びちり等の異物を含有していないものでなければならない。

第二款 基準重錐型圧力計

(表記)

第二百九十七条 基準重錐型圧力計には、その見やすい箇所に、次に掲げる事項が表記されていなければならない。

一 最大限界圧力（基準器公差を超えない誤差の範囲内において計ることができる最大の圧力をいう。以下この章において同じ。）の値

二 最小限界圧力（基準器公差を超えない誤差の範囲内において計ができる最小の圧力をいう。以下この章において同じ。）の値

三 圧力媒体となる流体の種類

第二百九十八条 基準重錐型圧力計に使用する重錐（重錐付ピストンを含む。以下この章において同じ。）には、その見やすい箇所に、その重錐により生ずる圧力の値及び器物番号が表記されていなければならない。

2 基準重錐型圧力計の重錐には、同一圧力を生ずる重錐が二以上ある場合には、それらの見やすい箇所に、相互に識別することができるような標識が表記されなければならない。（材質）

第二百九十九条 基準重錐型圧力計のピストン及びシリングダーに使用されている材料は、容易に摩耗しないものでなければならない。（機構及び作用）

第三百条 基準重錐型圧力計のピストン及び重錐は、さび及び傷等により、それらの質量が著しく変化するものであつてはならない。

第三百一条 基準重錐型圧力計は、その最小限界圧力が最大限界圧力の五分の一以下のものでなければならない。

2 基準重錐型圧力計は、その最大限界圧力が二百五十メガパスカル以下のものでなければならない。

第三百二条 基準重錐型圧力計のピストンの直径は、均一でなければならない。

第三百三条 表記された圧力媒体が液体である基準重錐型圧力計のピストンは、表記された最大限界圧力を加えたときに、その降下する速さが、その最大限界圧力に応じ、それぞれ次の表のとおりでなければならない。

最大限界圧力	降下する速さ（一分間当たり）
五メガパスカル以下	一ミリメートル以下
五メガパスカルを超えるとき	二ミリメートル以下

第三百四条 表記された圧力媒体が気体である基準重錐型圧力計（ピストンの形状が球形であるものを除く。）のピストンは、表記された最大限界圧力を加えたときに、その降下する速さが五ミリメートル毎分以下でなければならない。

第三百五条 表記された圧力媒体が液体である基準重錐型圧力計のピストンは、表記された最小限界圧力で円滑に回転し、かつ、表記された最大限界圧力の三分の一の圧力を加えて回転させたときに、二十秒以上円滑に回転するものでなければならない。

第三百六条 表記された圧力媒体が気体である基準重錐型圧力計（ピストンの形状が球形であるものを除く。）のピストンは、表記された最小限界圧力で円滑に回転し、表記された最大限界圧力の三分の一の圧力を加えて回転させたときに、一分間以上円滑に回転するものでなければならない。

第三百七条 基準重錐型圧力計の重錐（重錐付ピストンを除く。）は、重錐付ピストンに載せたときに、その重心がピストンの中心線上にあるものでなければならない。この場合において、表記

された最大限界圧力を加えたときに、重錐の重心にピストンの中心線から五ミリメートル以内のずれがあることを妨げない。

第三百八条 基準重錐型圧力計は、その最大限界圧力の一・二倍の圧力を十分間加えたときに、そのバルブ、圧力計取付部若しくは加圧ポンプ等が変形し、又は圧力媒体となる流体が著しく漏えいするものであつてはならない。

第三款 基準重錐型圧力計

(表記)

第三百九条 基準重錐型圧力計は、水準器を有するものでなければならない。

第三款 血圧計用基準圧力計

(表記)

第三百九条の二 血圧計用基準圧力計の表記事項は、日本産業規格T一一一五(二〇一八)附属書による。

第三節 機構及び作用

第一款 基準器公差

(基準液柱型圧力計の基準器公差)

第三百十条 基準液柱型圧力計の基準器公差は、最小の目量が、計ることができ最大の圧力（以下この章において「最大測定圧力」という。）の四百分の一の値より大きいか又はそれに等しい場合は、最大測定圧力の四百分の一の値とし、目量が最大測定圧力の四百分の一の値より小さい場合は、最小の目量とする。（基準重錐型圧力計の基準器公差）

(基準液柱型圧力計の基準器公差)

第三百十一条 基準重錐型圧力計の基準器公差は、五百分の一とする。（血圧計用基準圧力計の基準器公差）

第三百十二条 血圧計用基準圧力計の基準器公差は、日本産業規格T一一一五(二〇一八)附属書による。

第三節 検査方法

第一款 通則

(検査の条件)

第三百十三条 圧力基準器（血圧計用基準圧力計を除く。）の検査は、当該圧力基準器を水平に設置した後に、常温で行う。

2 血圧計用基準圧力計の検査の条件は、日本産業規格T一一一五(二〇一八)附属書による。

第二款 基準液柱型圧力計

(機構及び作用の検査)

第三百十四条 基準液柱型圧力計が第二百九十二条の規定に適合するかどうかの検査は、計ることができ最大の圧力で十分間加圧して行う。

2 前項の検査は、必要がないと認めるときは、省略することができる。（器差の検査）

第三百十五条 基準液柱型圧力計の器差の検査は、任意の二箇所以上の目盛線について行う。

2 前項の検査は、使用する液体が水銀であるときは液面の最上部、水銀以外の液体であるときは液面の最下部の示度により行う。

3 第一項の検査において、示度を読み取るときは、目盛線の付されている面に視線が垂直になる位置において、その正面から観定する。

第三款 基準重錐型圧力計

(機構及び作用の検査)

第三百十五条 基準重錐型圧力計のピストンが第三百二条の規定に適合するかどうかの検査は、ピストンの次の各号に掲げる部分の先端に近い一端から、その部分の長さのそれぞれ五パーセント、二十二パーセント、四十四パーセント及び六十六パーセントの距離を取った位置におけるピストン

<p>の直径につき、その円周をほぼ三等分した点においてそれぞれ一回ずつ計った値の平均値により行う。</p> <p>一 逃げ溝のないピストンにあっては、その先端より上部ねじの基部までの部分</p> <p>二 二の逃げ溝があるピストンにあっては、その下部の逃げ溝の上縁から上部の逃げ溝の下縁までの部分</p> <p>三 一の逃げ溝があるピストンにあっては、その逃げ溝の上縁から上部ねじの基部までの部分</p> <p>四 逃げ溝があるシリンドラーと組み合わされて用いるピストンにあっては、その先端から当該ピストンを最下降位置に置いたときに、シリンドラーの逃げ溝の先端に接する位置までの部分</p> <p>球形のピストンが第三百二条の規定に適合するかどうかの検査は、ピストンの直径につき異なつた軸方向の六箇所において、それぞれ二回ずつ計った値の平均値により行う。</p> <p>3 前二項の検査において平均値のうち最大のものの値と最小のものの値との差は、最大のもの値の千分の一以内になければならない。</p> <p>第三百十六条 基準重錐型圧力計のピストンが、第三百三条又は第三百四条の規定に適合するかどうかの検査は、最大限界圧力を加え、スピードバルブを閉じて圧力をシリンドラーの内部に保持した後に、ピストンをその可動範囲の約半分の高さに置き、当該ピストンを緩く回転させながら放し、当該ピストンが一分間降下する間ににおける速度を測定して行う。</p> <p>(基準重錐型圧力計の器差)</p> <p>第三百十七条 基準重錐型圧力計の器差は、その重錐に表記された圧力の値から、その重錐に働く重力の大きさをピストンの断面積のうち最大のもの(ピストンの形状が球形のものにあっては、平均直径から算出した断面積)で除した値を減じて算出する。</p> <p>(機構及び作用の検査)</p> <p>第三百十七条の二 血圧計用基準圧力計の機構及び作用の検査は、日本産業規格T一一一五(二〇一八)附属書による。</p> <p>第三百十七条の三 血圧計用基準圧力計の器差の検査は、日本産業規格T一一一五(二〇一八)附属書による。</p> <p>第九章 削除</p> <p>第三百十八条から第三百二十九条まで 削除</p> <p>第十章 電気基準器</p> <p>第一節 構造に係る技術上の基準</p> <p>第一款 基準電流計等</p> <p>(表記)</p> <p>第三百三十条 基準電流計及び基準電圧計(以下「基準電流計等」という。)には、その見やすい箇所に、次に掲げる事項が表記されなければならない。</p> <p>一 基準電流計又は基準電圧計である旨</p> <p>二 型の記号</p> <p>三 計量範囲の上限(複数の計量範囲を有するものにあっては、計量範囲ごとのその上限)</p> <p>(零位調整器)</p> <p>第三百三十二条 基準電流計等の零位調整器は、容易に零位の調整ができるものでなければならない。</p> <p>(安定性)</p> <p>第三百三十三条 基準電流計等は、器差が安定したものでなければならない。</p> <p>(自己加熱特性)</p> <p>第三百三十四条 基準電流計等は、自己加熱の前後の器差の差が〇・一五パーセントを超えるものであつてはならない。</p>	<p>(温度特性)</p>
<p>第三百三十五条 基準電流計等は、十度の温度変化による器差の差が〇・一パーセントを超えるものであつてはならない。</p> <p>第二款 基準電圧発生器</p> <p>(表記)</p> <p>第三百三十六条 基準電圧発生器には、その見やすい箇所に、次に掲げる事項が表記されなければならない。</p> <p>一 基準電圧発生器である旨</p> <p>二 型の記号</p> <p>三 出力電圧が一・〇一八ボルト又は十ボルトである旨</p> <p>第三百三十七条 基準電圧発生器は、出力電圧が安定したものでなければならない。</p> <p>(温度特性)</p> <p>第三百三十八条 基準電圧発生器は、温度変化による出力電圧の変化が表記された出力電圧の〇・〇〇一パーセントを超えるものであつてはならない。</p> <p>(機構)</p> <p>第三百三十九条 基準抵抗器には、その見やすい箇所に、次に掲げる事項が表記されなければならない。</p> <p>一 基準抵抗器である旨</p> <p>二 電気抵抗の公称値(以下この章において単に「公称値」という。)</p> <p>第三百四十条 基準抵抗器は、密閉型のものであつて、電流端子及び電圧端子を有するものでなければならない。</p> <p>(安定性)</p> <p>第三百四十一条 基準抵抗器は、電気抵抗が安定したものでなければならない。</p> <p>(自己加熱特性)</p> <p>第三百四十二条 基準抵抗器は、自己加熱の前後の電気抵抗の差が公称値の〇・〇〇一パーセントを超えるものであつてはならない。</p> <p>(温度係数)</p> <p>第三百四十三条 基準抵抗器は、温度二十五度における一次温度係数が公称値のマイナス〇・〇〇一パーセントからプラス〇・〇〇一パーセントまでの範囲内にあるものでなければならない。</p> <p>第四款 基準電力量計</p> <p>(表記)</p> <p>第三百四十四条 基準電力量計には、その見やすい箇所に、次に掲げる事項が表記されなければならない。</p> <p>一 一級基準電力量計、二級基準電力量計又は三級基準電力量計である旨</p> <p>二 型の記号</p> <p>三 使用回路の相及び線式</p> <p>四 定格電流、定格電圧及び定格周波数</p> <p>五 計器定数</p> <p>(安定性)</p> <p>第三百四十五条 基準電力量計は、器差が安定したものでなければならない。</p> <p>(絶縁抵抗)</p> <p>第三百四十六条 基準電力量計の電気回路とベースとの間及び電気回路間の絶縁抵抗は、通常の使用状態において、漏電するものであつてはならない。</p>	<p>(温度特性)</p>

(検査の省略)

第三百六十二条 前二条の検査は、必要がないと認めるときは、省略することができる。

第三款 基準抵抗器

(安定性の検査)

第三百六十三条 基準抵抗器が第三百四十二条の規定に適合するかどうかの検査は、特定標準器等により、その電気抵抗を二回計量し、その差を算出して行う。この場合において、その算出した差は、公称値の〇・〇〇四パーセントを超えるものであつてはならない。

(自己加熱特性の検査)

第三百六十四条 基準抵抗器が第三百四十二条の規定に適合するかどうかの検査は、一ワットの電力を十五分間加えた場合において、その前後における電気抵抗を計量し、その差を算出して行う。

(温度係数の検査)

第三百六十六条 前三条の検査は、必要がないと認めるときは、省略することができる。

第四款 基準電力量計

(安定性の検査)

第三百六十七条 電子式のものを除く基準電力量計が第三百四十五条の規定に適合するかどうかの検査は、次の表の上欄に掲げる種類に応じ、定格周波数、定格電圧、力率〇・五(遅れ電流)及び同表の中欄に掲げる負荷電流の電力を加えた場合において、器差を二十回繰り返し測定し、その測定値のうち最大のものと最小のものとの差を算出して行う。この場合において、その算出した差は、同表の下欄に掲げる限度を超えるものであつてはならない。

種類	定格電流に対する負荷電流の百分率(パーセント)	限度(パーセント)
一級基準電力量計	百	〇・〇五
二級基準電力量計	百	〇・一
三級基準電力量計	二十	〇・五

2 電子式の基準電力量計が第三百四十五条の規定に適合するかどうかの検査は、次の表の上欄に掲げる種類に応じ、定格周波数、定格電圧、力率〇・五(遅れ電流)及び同表の中欄に掲げる負荷電流の電力を加えた場合において、器差を二十回繰り返し測定し、その測定値のうち最大のものと最小のものとの差を算出して行う。この場合において、その算出した差は、同表の下欄に掲げる限度を超えるものであつてはならない。

第三百六十八条 基準電力量計が第三百四十六条の規定に適合するかどうかの検査は、五百ボルトの直流電圧を加え、絶縁抵抗が五メガオーム以上あるかどうかにより行う。

(電流特性の検査)

第三百六十九条 電子式のものを除く基準電力量計が第三百四十七条の規定に適合するかどうかの検査は、定格周波数、定格電圧並びに力率〇・五(遅れ電流)及び一並びに定格電流の二十分パーセント(三級基準電力量計の場合に限る)、五十パーセント、百パーセント及び百二十パーセントの負荷電流の電力を加えた場合において、器差を測定し、それぞれの力率において、その測定値のうち最大のものと最小のものとの差を算出して行う。

(検査の省略)

2 電子式の基準電力量計が第三百四十七条の規定に適合するかどうかの検査は、定格周波数、定格電圧、力率一並びに定格電流の二十パーセント(三級基準電力量計の場合に限る)、五十パーセント、百パーセント及び百二十パーセントの負荷電流の電力を加えた場合において、器差を測定し、その測定値のうち最大のものと最小のものとの差を算出して行う。

(電圧特性の検査)

第三百七十七条 電子式のものを除く基準電力量計が第三百四十八条の規定に適合するかどうかの検査は、定格周波数並びに定格電圧の九十パーセント、百パーセント及び百十パーセントの電圧並びに力率〇・五(遅れ電流)及び一並びに定格電流の電力を加えた場合において、器差を測定し、それぞれの力率において、定格電圧の九十パーセントと百パーセントの電圧を加えた場合のそれぞれの器差を算出して行う。

(自己加熱特性の検査)

第三百七十二条 電子式のものを除く基準電力量計が第三百四十九条の規定に適合するかどうかの検査は、定格周波数、定格電圧、定格電流並びに力率〇・五(遅れ電流)及び一の電力を加えた場合において、電力を加えた直後と三十分後及び三十分後と百二十分後のそれぞれの器差の差を算出して行う。

2 電子式の基準電力量計が第三百四十九条の規定に適合するかどうかの検査は、定格周波数、定格電圧、定格電流及び力率一の電力を加えた場合において、器差を測定し、定格電圧の九十パーセントと百パーセントの電圧を加えた場合のそれぞれの器差を算出して行う。

(自己加熱特性の検査)

第三百七十二条 電子式のものを除く基準電力量計が第三百四十九条の規定に適合するかどうかの検査は、定格周波数、定格電圧、同条第一項の表の中欄に掲げる力率及び定格電流の電力を加えた場合において、温度十度、二十度及び三十度における器差を算出して行う。

2 電子式の基準電力量計が第三百五十条第二項の規定に適合するかどうかの検査は、定格周波数、定格電圧、同条第二項の表の中欄に掲げる力率及び定格電流の電力を加えた場合において、温度十度、二十度及び三十度における器差を算出して行う。

(周波数特性の検査)

第三百七十三条 基準電力量計が第三百五十一条の規定に適合するかどうかの検査は、定格周波数の九十五パーセント、百パーセント及び百五パーセントの周波数、定格電圧、同条の表の中欄に掲げる力率並びに定格電流の電力を加えた場合において、器差を測定し、それぞれの力率において、定格周波数の九十五パーセントと百パーセントの周波数の場合及び定格周波数の百パーセントと百五パーセントの周波数の場合のそれぞれの器差の差を算出して行う。

(検査の省略)

第三百七十四条 第三百六十七条及び前五条の検査は、必要がないと認めるときは、省略することができる。

第三百七十五条 一級基準電力量計の器差の検査は、定格周波数、定格電圧、定格電流並びに力率〇・五(遅れ電流及び進み電流)及び一の電力を加えて計量した電力量と特定標準器等が表す電力量との差を算出して行う。

2 二級基準電力量計及び三級基準電力量計の器差の検査は、定格周波数、定格電圧、定格電流（三級基準電力量計にあっては、定格電流の二十パーセント、五十パーセント及び百パーセントの負荷電流）並びに力率〇・五（遅れ電流及び進み電流）及び一の電力を加えて計量した電力量と一級基準電力量計が表す電力量との差を算出して行う。

3 前二項の検査において必要と認められる場合には、力率〇・八（進み電流）を追加することができる。

第十一章 照度基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

（材質）

第三百七十六条 照度基準器に使用されているガラスは、無色透明のものでなければならない。2 照度基準器の口金は、黄銅又はこれと同等以上の耐久力を有する材料にニッケルメッキをしたものでなければならない。

（機構）

第三百七十七条 照度基準器の口金は、ねじ込み形で、そのねじの外径が二十六・〇四ミリメートルから二十六・三四ミリメートルまで、そのねじの谷の径が二十四・三六ミリメートルから二十六・六六ミリメートルまで、かつ、そのねじのピッチが三・六二九ミリメートルであるもの、又はそのねじの外径が三十九・〇五ミリメートルから三十九・五〇ミリメートルまで、そのねじの谷の径が三十六・五五ミリメートルから三十七・〇〇ミリメートルまで、かつ、そのねじのピッチが六・三五〇ミリメートルであるものでなければならない。

第三百七十八条 照度基準器は、六ボルトから百十五ボルトまでの一定の電圧で、十カンデラから三千カンデラまでの一定の光度を表示し、かつ、そのときの分布温度が二千八百四十六ケルビンから二千八百六十六ケルビンまでの範囲内にあるものでなければならない。

2 前項の一定の電圧における光度の値とその電圧において引き続き十時間点灯した後の光度の値との差は、初めの値の〇・五パーセントを超えるものであつてはならない。

第二節 基準器公差

（照度基準器の基準器公差）

第三百七十九条 照度基準器の基準器公差は、その表示する光度の千分の二十五とする。

第三節 検査方法

（器差の検査）

第三百八十一条 照度基準器の器差の検査は、六ボルトから百十五ボルトまでの一定の電圧で引き続き十時間点灯した後の光度及び分布温度を特定標準器等の表示する光度及び分布温度と比較して行う。

第十二章 驚音基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

（付表）

第三百八十二条 驚音基準器には、次に掲げる事項を記載した表が付されていなければならない。

（安定性）
第三百八十三条 驚音基準器の感度の安定性は、各周波数における感度を四回以上測定したとき、その平均値に対する標準偏差の二倍の値が百分の二以下のものでなければならない。

（機構及び作用）

第三百八十四条 驚音基準器は、その外径が二十三・七二ミリメートル以上二十三・八二ミリメートル以下又は十二・六五ミリメートル以上十二・七五ミリメートル以下のものでなければならない。

い。

2 驚音基準器は、その音圧感度から自由音場感度を正確に算定できるものでなければならない。

（安定性）

第三百八十五条 驚音基準器は、音響的特性及び電気的特性が温度、湿度その他の外部条件に対し十分安定したものでなければならない。

第二節 基準器公差 (騒音基準器の基準器公差)

第三百八十六条 驚音基準器の基準器公差は、各周波数ごとに、第三百八十二条に規定する表に記載された音圧感度の値の千分の三十五とする。

第三節 検査方法

（機構及び作用の検査）

第三百八十七条 驚音基準器が第三百八十二条第二項の規定に適合するかどうかの検査は、相互校正の方法により、検査を行う騒音基準器の音圧感度及び自由音場感度を求めて行う。

（安定性の検査）

第三百八十八条 驚音基準器が第三百八十三条の規定に適合するかどうかの検査は、周波数千ヘルツにおける音圧感度を十日以内にそれぞれ二十四時間以上の間隔を置いて五回以上測定した場合に、その平均値に対する標準偏差の比及び温度変化一度当たりの音圧感度の変化率を求めて行う。この場合において、それぞれの値は、〇・三パーセント以下でなければならない。

（検査の省略）

第三百八十九条 前二条の検査は、必要がないと認めるときは、省略することができる。

（器差の検査）

第三百九十条 驚音基準器の器差の検査は、常温常湿常圧の環境下で、相互校正の方法により、検査を行う騒音基準器の各周波数ごとに求めた音圧感度と、第三百八十二条に規定する表に記載された音圧感度の値との差を求めて行う。

第十三章 振動基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

（表記）

第三百九十二条 振動基準器に付属する信号変換器には、その見やすい箇所に、器物番号が表記されていなければならない。

（付表）

第三百九十三条 振動基準器には、次に掲げる事項を記載した表が付されていなければならない。

（表記）

第三百九十四条 振動基準器の器物番号

第三百九十五条 振動方向ごとの測定可能な最大加速度

第三百九十六条 定格加速度

四 周波数が、四ヘルツ、六・三ヘルツ、八ヘルツ、十六ヘルツ及び三十一・五ヘルツの各周波数（以下この章において「各周波数」と総称する。）についての感度及びその測定をした年月日（基準器検査の申請前三月以内に行つたものに限る。）

（機構及び作用）

（第二節 基準器公差）

第三百九十七条 振動基準器のピックアップは、その質量が七百グラム以下のものでなければならない。

（安定性）

第三百九十八条 振動基準器の感度の安定性は、各周波数における感度を四回以上測定したとき、その平均値に対する標準偏差の二倍の値が百分の二以下のものでなければならない。

（第二節 基準器公差）

第三百九十九条 振動基準器の基準器公差は、各周波数ごとに、第三百九十二条に規定する表に記載された感度の値の百分の三とする。

第三節 検査方法

（安定性の検査）

第三百九十九条 振動基準器が第三百九十三条の規定に適合するかどうかの検査は、常温常湿の環境下において、第三百九十二条に規定する表に記載された定格加速度の九十パーセント以下の振動加速度を加えて行う。

(器差の検査)

第三百九十五条 振動基準器の器差の検査は、常温常湿の環境下で、検査を行なう振動基準器を振動台上に取り付けて、各周波数で振動を与えたときに、当該振動基準器が表す感度と、第三百九十条に規定する表に記載された感度の値との差を求めて行う。

第十四章 濃度基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

(表記)

第三百九十六条 濃度基準器の主な目盛線には、その表す濃度の値が表記されていなければならぬ。

第三百九十七条 濃度基準器の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさその他の性質が均一でなければならない。

第三百九十八条 濃度基準器の目盛線は、けい部の上端から十五ミリメートル以上、最下端の目盛線は、けい部が胸部に移る箇所から上方に五ミリメートル以上離れていないければならない。

第三百九十九条 濃度基準器の目盛線は、当該濃度基準器を液体に浮かべたときに、水平面に対し角度三度以上傾斜するものであつてはならない。

第四百十条 濃度基準器は、濃度を表す目盛標識以外の目盛標識が付されたものであつてはならない。

第四百十一条 濃度基準器は、酒精と水との混合液の温度十五度における酒精の濃度について、零体積百分率から百体積百分率までのうち一定の範囲のものを表す目盛線が付されたものでなければならぬ。

第四百十二条 濃度基準器の器差の検査は、計ることができ最大及び最小の濃度を表す目盛線並びに任意の一以上の目盛線について行う。ただし、計ることができ最大又は最小の濃度を表す目盛線についての器差の検査が困難なときは、できるだけそれに近い目盛線について行う。

第四百十三条 濃度基準器の器差の検査は、検査を行う目盛線について二回以上測定し、その平均値を求めて行う。

第四百十四条 濃度基準器の器差の検査は、検査を行う前に特定標準器等及び当該濃度基準器を、検査を行う目盛線の表す濃度と同一の濃度の検査液中に浮かべて、その示度を比較して行う。

第四百十五条 濃度基準器の器差の検査は、検査を行う濃度に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。

目盛線の表す濃度	基準器公差
七十体積百分率以下 七十体積百分率を超えるとき	○・三体積百分率 ○・二体積百分率
七十体積百分率以下 七十体積百分率を超えるとき	○・六体積百分率 ○・四体積百分率
七十体積百分率以下 七十体積百分率を超えるとき	○・六体積百分率 ○・四体積百分率

第四百六条 濃度基準器のけい部は、その軸に垂直な切断面が円形でなければならない。

第四百六条の二 濃度基準器のけい部に生じる検査液のメニスカスの形が、濃度基準器を検査液中の平衡位置から静かに上下に移動させたときに、変化してはならない。

第二節 基準器公差

(濃度基準器の基準器公差)

第四百七条 濃度基準器の基準器公差は、目盛線の表す濃度に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。

目盛線の表す濃度	基準器公差
七十体積百分率以下 七十体積百分率を超えるとき	○・三体積百分率 ○・二体積百分率
七十体積百分率以下 七十体積百分率を超えるとき	○・六体積百分率 ○・四体積百分率
七十体積百分率以下 七十体積百分率を超えるとき	○・六体積百分率 ○・四体積百分率

(機構及び作用の検査)

第四百八条 濃度基準器が基準器検査に合格し、かつ、基準器検査成績表の記載により、検査を行つた後三年を経過したことが明らかであるときは、基準器公差は、目盛線の表す濃度に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。

(器差の検査)

第四百九条 濃度基準器の目盛紙が第四百二条及び第四百三条の規定に適合するかどうかの検査は、濃度基準器に手の平で上下に軽く振動を与えて、その目盛紙がけい部に密着しているかどうか又は脱落するおそれがあるかどうかについて行う。

(器差の検査)

第四百十条 濃度基準器の器差の検査は、計ることができ最大及び最小の濃度を表す目盛線並びに任意の一以上の目盛線について行う。ただし、計ことができ最大又は最小の濃度を表す目盛線についての器差の検査が困難なときは、できるだけそれに近い目盛線について行う。

(器差の検査)

第四百十一条 濃度基準器の器差の検査は、検査を行う目盛線について二回以上測定し、その平均値を求めて行う。

(器差の検査)

第四百十二条 濃度基準器の器差の検査は、特定標準器等及び当該濃度基準器を、検査を行う目盛線の表す濃度と同一の濃度の検査液中に浮かべて、その示度を比較して行う。

(器差の検査)

第四百十三条 濃度基準器の器差の検査は、検査を行う検査液は、検査を行う濃度に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。

第四百四条 濃度基準器は、けい部の内側に目盛紙を入れたものでなければならない。

第四百五条 濃度基準器は、けい部の内面と目盛紙との間に間げきがあるため、示度の規定の際に誤認のおそれがあるものであつてはならない。

第四百六条 濃度基準器は、目盛紙が離脱しないものでなければならない。

(機構及び作用)

第四百七条 濃度基準器は、胸部の下に散弾、水銀その他の重量付加物を入れるおもり室を有するものであつては、重量付加物がおもり室の外に出るものであつてはならない。

第四百八条 濃度基準器は、液体に浮かべて静止させたときに、鉛直線に対して角度三度以上傾斜するものであつてはならない。

(表記)

第一款 通則

第四百十五条 比重基準器の主な目盛線には、その表す比重又は重ボーメ度（以下この章において「比重等」という。）の値が表記されていなければならぬ。

- 2 比重基準器は、その見やすい箇所に、示度の規定の方法が表記されていなければならない。
 (目盛標識)
- 第四百六十六条** 比重基準器の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさその他の性質が均一でなければならない。
- 3 比重基準器の目盛線は、その中心線によつて比重等を表すように付されていなければならぬ。
- 4 比重基準器の目盛線は、その長さがけい部の周囲の長さの五分の一を超えないなければならない。
- 5 比重基準器の目幅は、○・五ミリメートルを超えないなければならない。
- 6 比重基準器の目盛線は、その太さが○・一ミリメートルから○・五ミリメートルまでの範囲内にあつて、かつ、目幅の五分の一以下でなければならない。
- 7 比重基準器の目盛線は、当該比重基準器を液体に浮かべたときに、水平面に対し角度三度以上傾斜するものであつてはならない。
- 8 比重基準器は、比重等を表す目盛標識以外の目盛標識が付されているものであつてはならない。

(標準温度)

- 第四百七十七条 比重基準器の目盛線は、温度十五度の場合を標準として付されたものであつて、かつ、温度四度の水を標準として定められた比重等を表さなければならない。

(材質)

- 第四百八十八条 比重基準器に使用されている材料は、透明なガラスでなければならない。

- 2 比重基準器の材料に使用されているガラスの体膨張係数の値は、○・○〇〇〇二から○・○〇〇三までものでなければならない。ただし、体膨張係数の値を当該比重基準器に表記する場合は、この限りでない。

- 3 比重基準器は、その材料に使用されているガラスに傷、気泡及びひずみ等があるため、当該比重基準器が表す示度の読み取り難いもの又はつめで押してつぶれる気泡があるものであつてはならない。

(機構及び作用)

- 第四百十九条 比重基準器は、けい部の内側に目盛紙を入れたものでなければならない。

- 第四百二十一条 比重基準器は、けい部の内面と目盛紙との間に間げきがあるため、示度の規定の際に誤認のおそれがあるものであつてはならない。

- 第四百二十二条 比重基準器は、目盛紙が離脱しないものでなければならない。

- 第四百二十三条 比重基準器は、液体に浮かべて静止させたときに、鉛直線に対して角度三度以上傾斜するものであつてはならない。

- 第四百二十四条 比重基準器のけい部は、その軸に垂直な切断面が円形でなければならない。
- 第四百二十四条の二 比重基準器のけい部に生じる検査液のメニスカスの形が、比重基準器を検査液中の平衡位置から静かに上下に移動させたときに、変化してはならない。

第二款 基準比重浮ひよう

(目盛標識)

- 第四百二十五条 基準比重浮ひようは、○・六から二までの範囲のうち、一定の比重を表す目盛線が付されたものでなければならない。
- 2 基準比重浮ひようは、目量が○・〇〇〇二、○・〇〇〇五又は○・〇〇一のものでなければならない。

- (目盛標識)
- 第四百二十六条 基準重ボーメ度浮ひようは、零重ボーメ度から七十二重ボーメ度までのうち、一定の範囲の重ボーメ度を表す目盛線が付されたものでなければならない。

- 2 基準重ボーメ度浮ひようは、目量が○・〇五重ボーメ度又は○・一重ボーメ度のものでなければならない。

(第二節 基準器公差)
 (比重基準器の基準器公差)

- 第四百二十七条** 基準比重浮ひようの基準器公差は、目量に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。

目量	基準器公差
○・〇〇〇二	○・〇〇〇五
○・〇〇〇五	○・〇〇一
○・〇〇一	○・〇〇一
○・〇〇〇五	○・〇〇一
○・〇〇〇二	○・〇〇一
○・〇〇一	○・〇〇一
○・〇〇〇五	○・〇〇一
○・〇〇〇二	○・〇〇一

- 第四百二十八条** 基準比重浮ひようが基準器検査に合格し、かつ、基準器検査成績書の記載により、検査を行つた後三年を経過したことが明らかであるときは、基準器公差は○・一重ボーメ度とする。

- 第四百二十九条** 基準重ボーメ度浮ひようが基準器検査に合格し、かつ、基準器検査成績書の記載により、検査を行つた後三年を経過したことが明らかであるときは、基準器公差は○・二重ボーメ度とする。

- (機構及び作用の検査)
第三節 検査方法
- 2 基準重ボーメ度浮ひようが基準器検査に合格し、かつ、基準器検査成績書の記載により、検査を行つた後三年を経過したことが明らかであるときは、基準器公差は○・二重ボーメ度とする。
- 3 基準重ボーメ度浮ひようが基準器検査に合格し、かつ、基準器検査成績書の記載により、検査を行つた後三年を経過したことが明らかであるときは、基準器公差は○・二重ボーメ度とする。

- (器差の検査)
第四百三十一条 比重基準器の器差の検査は、計ることができ最大及び最小の比重等を表す目盛線並びに任意の一以上の目盛線について行う。ただし、計ることができ最大又は最小の比重等を表す目盛線についての器差の検査が困難なときは、できるだけそれに近い目盛線について行う。

- 第四百三十二条** 比重基準器の器差の検査は、特定標準器等及び当該比重基準器を、検査を行う目盛線の表す比重等と同一の比重等の検査液中に浮かべて、その示度を比較して行う。

- 2 比重基準器の器差の検査において、当該比重基準器の検査を行う目盛線について二回以上測定し、その平均値を求めて行う。
- 第四百三十三条** 比重基準器の器差の検査は、特定標準器等及び当該比重基準器を、検査を行う目盛線の表す比重等と同一の比重等の検査液中に浮かべて、その示度を比較して行う。

- 2 比重基準器の器差の検査において、当該比重基準器の検査を行う目盛線の表す比重等と同一の比重等の検査液を使用することができないときは、次の各号に定める式により器差を算出する。
- を行う目盛線の表す比重₁は、検査を行う比重基準器の重さに釣り合う特定標準器等の質量_W (キログラム) Pは、検査を行う比重基準器に巻き付けたおもりを針金で特定標準器等につり、検査液中に沈ませたときの重さに釣り合う特定標準器等の質量 (キログラム) Dは、比重基準器の検査をする目盛線がある箇所におけるけい部の直径 (メートル) Tは、検査液の表面張力

(ニユートン每メートル) T は、液体の表面張力(ニユートン每メートル) t は、検査液の温度 θ は、温度 t のときの検査液の密度(キログラム每立方メートル) ρ は、検査を行うときの空気の密度(キログラム每立方メートル) σ は、特定標準器等の密度(キログラム每立方メートル)

二 検査液の比重を超える比重を表す目盛線の器差を算出する場合

W_0 は、密

度の空気中で、質量 e の針金でつた比重基準器の重さに釣り合う特定標準器等の質量(キログラム) m は、質量 e の針金で比重基準器を検査液中につり、ちょうどその示度が S を示すようにしたときに釣り合う特定標準器等の質量(キログラム)

三 重ボーメ度を表す目盛線の器差を算出する場合

B h は、検査を行う比重に応じ、そ

れぞれ次の表のとおりとする。

第四百三十三条 基準比重浮ひ	検査を行う比重	検査液
○・六五から○・七三まで	○・七から○・七三まで	エチルエーテル、エチルエーテル、ベンジン又はこれらの混合液
○・七三から○・八まで	○・八から一まで	水と酒精との混合液
一から一・八五まで	一・六以上	硫酸と水との混合液
一・六以上	一・六以上	よう化第二水銀とよう化カリウムとの混合液
二十五重ボーメ度から六十五重ボーメ度まで	二十五重ボーメ度以上	硫酸と水との混合液

2 基準重ボーメ度浮ひようの器差の検査に使用する検査液は、検査を行う比重に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。

第四百三十四条 比重基準器の器差の検査は、検査を行う前に特定標準器等及び比重基準器を酒精又はエチルエーテルで洗浄した後に、当該特定標準器等及び当該比重基準器の表面の温度を通常の温度に戻してから行う。	附 则
1 この省令は、法の施行の日(平成五年十一月一日)から施行する。	(施行期日)
2 基準器検査規則(昭和四十二年通商産業省令第八十二号)は、廃止する。	(基準器検査規則の廃止)
3 基準こうかんは、平成十年十月三十一日までは、質量基準器とする。この場合において、法第百三十一条第一項第一号の通商産業省令で定める技術上の基準、同項第二号の通商産業省令で定める	(基準こうかんに係る経過措置)

基準、同条第二項の通商産業省令で定める方法及び同条第三項の通商産業省令で定める方法については、なお従前の例による。

(器差の定義の特例)

4 平成八年十月三十一日までに基準器検査の申請書が提出された基準ガスマーティー、基準水道メーター及び基準燃料油メータに係る基準器検査並びに平成十年十月三十一日までに基準器検査の申請書が提出された電気基準器に係る基準器検査においては、器差は、計量値から真実の値を減じた値又はその真実の値若しくは計量値に対する割合をいうものとする。

(基準器検査を受けることができる者の特例)

5 この省令の施行の際現に計量法(昭和二十六年法律第二百七号。以下「旧法」という。)に基づく基準器検査に合格した長さ基準器、質量基準器、温度基準器、面積基準器、速さ基準器、熱量基準器、電気基準器、照度基準器、照射線量基準器、騒音基準器、纖度基準器又は振動基準器を有している者であつて、第二条第一項の表の下欄に掲げる者以外の者は、平成八年十月三十一日までは、第二条第一項の規定にかかるらず、当該基準器が表示する物象の状態の量に係る計量器の基準器検査を受けることができる。

6 この省令の施行の際現に旧法に基づく基準器検査に合格した密度基準器、濃度基準器又は比重基準器を有している者であつて、第二条第一項の表の下欄に掲げる者以外の者は、平成十年十月三十一日までは、第二条第一項の規定にかかるらず、当該基準器が表示する物象の状態の量に係る計量器の基準器検査を受けることができる。

7 この省令の施行の際現に旧法に基づく基準器検査に合格した密度基準器、濃度基準器又は比重基準器を有している者であつて、第二条第一項の表の下欄に掲げる者以外の者は、平成十二年十月三十一日までは、第二条第一項の規定にかかるらず、当該基準器が表示する物象の状態の量に係る計量器の基準器検査を受けることができる。

8 前三項の場合において、基準器の種類は、第四条各号に掲げるもの及び基準こうかんのほか、次の各号に掲げる基準器ごとに、当該各号に掲げるとおりとする。

一 長さ基準器 一級基準直尺、二級基準直尺及び二級基準巻尺

二 質量基準器 基準懸垂手動ばかり、基準皿手動ばかり、基準振子式指示ばかり、基準手動指示併用ばかり、基準環状ばね及び基準電気抵抗線式ロードセル

三 体積基準器 ます用基準はさみ尺、基準全量ピペット、全量フラスコ用基準ビュレット、メスシリンドラー用基準ビュレット及び乳脂計用基準ビュレット

四 速さ基準器 基準回転計

五 热量基準器 基準ボンベ型熱量計

六 電気基準器 基準電力計、一級基準標準電池及び一級基準抵抗器

七 振動基準器 基準圧電式ピックアップ

八 濃度基準器 基準しょ糖度浮ひよう

九 照射線量基準器 一級基準照射線量計、二級基準照射線量計、一級基準照射線量率計、二級基準照射線量率計、基準ラジウム・ガンマ線源、基準コバルト六十・ガンマ線源及び基準セシウム百三十・ガンマ線源

十 繊度基準器 基準繊度分銅

十一 比重基準器 基準軽ボーメ度浮ひよう

9 附則第五項から第七項までの場合において、次の表の上欄に掲げる旧法に基づく基準器検査に合格した基準器は、それぞれ同表の下欄に掲げる基準器とみなす。

一級基準巻尺	基準巻尺
液用ます用基準ビュレット	基準ビュレット
ガスマーティー用基準タンク	ガスマーティー用基準体積管

二級基準標準電池	基準電圧発生器
一級基準抵抗器	基準抵抗器
(基準器検査の合格条件等の特例)	(基準電圧発生器の特例)
10 附則第八項各号に掲げる基準器に係る基準器検査の申請書、基準器検査の合格条件、基準器検査証印の有効期間及び基準器検査成績書については、なお從前の例による。	10 附則第八項各号に掲げる基準器に係る基準器検査の申請書、基準器検査の合格条件、基準器検査証印の有効期間及び基準器検査成績書については、なお從前の例による。
附 則 (平成六年九月三〇日通商産業省令第六六号) (施行期日) この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。	附 則 (平成六年一二月六日通商産業省令第八七号) この省令は、公布の日から施行し、改正後の基準器検査規則の規定は、平成六年十一月一日から適用する。
附 則 (平成七年七月一〇日通商産業省令第六四号) 抄 (施行期日) この省令は、平成八年四月一日から施行する。	1 1 この省令は、平成八年四月一日から施行する。
（基準器の特例）	2 2 この省令の施行の際、改正前の基準器検査規則（平成五年通商産業省令第七十一号）第二十一條の基準器検査証印の有効期間を満了していない基準分銅については、基準器検査証印の有効期間満了までは基準器とみなす。
3 3 一級基準分銅の基準器検査については、第五条第一項第二号の規定にかかわらず、平成十三年三月三十一日までは経済産業大臣も行うことができるものとする。	3 3 一級基準分銅の基準器検査については、第五条第一項第二号の規定にかかわらず、平成十三年三月三十一日までは経済産業大臣も行うことができるものとする。
5 5 基準はかりであつて、平成十一年三月三十一日までに基準器検査の申請をしたものについての第九十三条第一項の規定の適用については、同項中「基準分銅」とあるのは「基準分銅又は基準器検査規則（昭和四十二年通商産業省令第八十二号。以下「旧基準器規則」という。）第二百二十二条の二に規定する補助基準分銅」とする。	5 5 基準はかりであつて、平成十一年三月三十一日までに基準器検査の申請をしたものについての第九十三条第一項の規定の適用については、同項中「基準分銅」とあるのは「基準分銅又は基準器検査規則（昭和四十二年通商産業省令第八十二号。以下「旧基準器規則」という。）第二百二十二条の二に規定する補助基準分銅」とする。
6 6 表す質量が五十キログラム以上の基準分銅であつて、平成十一年三月三十一日までに基準器検査の申請をしたものについての第二百十条第一項の規定の適用については、同項中「超えない基準分銅」とあるのは「超えない基準分銅又は旧基準器規則第二百三十八条の二に規定する補助基準分銅」とする。	6 6 表す質量が五十キログラム以上の基準分銅であつて、平成十一年三月三十一日までに基準器検査の申請をしたものについての第二百十条第一項の規定の適用については、同項中「超えない基準分銅」とあるのは「超えない基準分銅又は旧基準器規則第二百三十八条の二に規定する補助基準分銅」とする。
附 則 (平成一二年一月一六日通商産業省令第一一号) この省令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成一二年三月七日通商産業省令第三〇号) この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成一二年四月七日通商産業省令第九七号) (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成一二年一月一三日通商産業省令第二四六号) この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
附 則 (平成一二年一月一三日通商産業省令第二四七号) この省令は、平成十三年一月六日から施行する。	附 則 (平成一二年一月一三日通商産業省令第二四六号) この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
第一条 (施行期日) この省令は、平成十三年四月一日から施行する。	第一条 (施行期日) この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

(基準器検査証印の有効期間に関する経過措置)
第二条 この省令の施行の際現に改正前の第二十一条の表第一号に掲げるタクシーメーター装置検査用基準器、同表第四号に掲げる照度基準器に付されている計量法第百四条第二項に規定する基準器検査証印の有効期間については、改正後の第二十一条の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

1 (施行期日) この省令は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年五月三一日経済産業省令第三〇号)
この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

附 則 (平成二七年四月一日経済産業省令第三六号)
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(合規条件に係る特例)

第二条 この省令の施行の日前に基準器検査の申請書が提出された基準ガスマーチャーについての法第一百三条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第三項の経済産業省令で定める方法の規定については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の日前に基準器検査の申請書が提出された騒音基準器についての法第一百三条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第三項の経済産業省令で定める方法の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の日前に基準器検査の申請書が提出された振動基準器についての法第一百三条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準の規定の適用については、なお従前の例による。

(基準器の特例)

第三条 この省令の施行の際、改正前の基準器検査規則(平成五年通商産業省令第七十一号)第二十一条の基準器検査証印の有効期間を満了していない基準ガスマーチャー、騒音基準器及び振動基準器については、基準器検査証印の有効期間満了までには基準器とみなす。

附 則 (平成二十九年九月二二日経済産業省令第七一号)
この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年九月六日経済産業省令第五六号)
この省令は、平成三十一年二月一日から施行する。

附 則 (令和二年七月一日経済産業省令第一七号)
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和二年四月二八日経済産業省令第四一号)
この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」といいう。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、当分の間、これを取り締つて使用することができる。

附 則 (令和四年三月三一日經濟産業省令第一六号) 抄
 (施行期日) この省令は、令和四年四月一日から施行する。

第一条 別表(第二十四条関係)

基準巻尺	零を表す目盛線から一メートルごとの目盛線のうち、十箇所以内の目盛線表す量
タクシーメーターアンケート装置検査用基準器	ひょう量並びにひょう量の四分の一、二分の一及び四分の三の量の目盛標識(これらの目盛標識のうち、任意の二箇所の目盛標識については、これらの目盛標識以外の目盛標識のうちの任意の二箇所の目盛標識に代えることができる。)
基準手動天びん及び基準直示天びん	ひょう量
基準分銅	表す量
温度基準器(体温計に使用するものを除く。)	ひょう量並びにひょう量の四分の一、二分の一及び四分の三の量の目盛標識(これらの目盛標識のうち、任意の二箇所の目盛標識については、これらの目盛標識以外の目盛標識のうちの任意の二箇所の目盛標識に代えることができる。)
体温計に使用する温度基準器	目盛線
面積基準器	目盛線
基準フ拉斯コ	目盛線
基準ビュレット	目盛線
基準ガスマーテー、基準水道メーター及び基準燃料油メーター	公差目盛についてはすべての目盛線、それ以外の目盛線については任意の五箇所以内の目盛線
基準タンク	目盛線
基準体積管	目盛線
基準液柱型圧力計	目盛線
基準重錘型圧力計	目盛線
血圧計用基準圧力計	目盛線
熱量基準器	目盛線
基準密度浮ひょう	目盛線
液化石油ガス用浮ひょう型密度計	目盛線
濃度基準器	目盛線
基準比重浮ひょう	目盛線
基準重ボーメ度浮ひょう	目盛線

備考 温度基準器、密度基準器、濃度基準器について、特別の理由があると認めることは、右に掲げる箇所以外の箇所についての器差を記載することができる。

様式第1(第六条関係)

様式第2(第六条関係)

様式第2(第六条関係) (平12通産令12・令元通産令17・令2通産令92一部改正)

委任状

年月日

私は、基準器検査規則第2条第2項の規定に基づき、_____を
(受任者の氏名(名称))を
 代理人と定め、基準器検査の受検を委任します。

委任者 住所(居所)
 氏名(名称)

受任者 住所(居所)
 氏名(名称)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3 (第23条関係) (平12通産令12・平12通産令247・平13通産令31・平27通産令36・令元経
産令17・一部改正)

基準器検査成績書

第 号

基 準 器

種 細
型式又は能力
器 物 番 号
(1) 器 差

表寸量	器 差

(2) 器差の補正の方法

(3) 有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

(4) 用途又は使用の方法

(5) その他

年 月 日

都道府県 団

(国立研究開発法人産業技術総合研究所)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5 (第23条削除) (平12通産令12・平12通産令247・平13通産令31・平27通産令36・令元経
産令17・一部改正)

基準器検査成績書

第 号

体積基準器

種 細
型式又は能力
器 物 番 号
(1) 器 差

使用流量	器 差	圧力損失

(2) 器差の補正の方法

(3) 有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

(4) 用途又は使用の方法

(5) その他

年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

回

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第6 (第23条関係) (平12通産令12・令元通産令17・一部改正)

基準器検査成績書

第 号

電気基準器

種 類 基準電流計 (基準電圧計)

型式又は能力

器 物 番 号

(1) 器 差

端 子	計 量 値	器 差

(2) 器差の補正の方法

(3) 有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

(4) その他

年 月 日

日本電気計器検定所



備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第7 (第23条関係) (平12通産令12・令元通産令17・一部改正)

基準器検査成績書

第 号

電気基準器

種 類 基準電圧発生器

器 物 番 号

(1) 出力電圧値

ボルト

(2) 有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

(3) その他

年 月 日

日本電気計器検定所



備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第8 (第23条関係) (平12通産令12・令元通産令17・一部改正)
基準器検査成績書

第 号

電気基準器

種 規格 基準抵抗器

器 物 番 号

(1) 電気抵抗値

オーム

(2) 有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

(3) その他

年 月 日

日本電気計器検定所

回

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第9 (第23条関係) (平12通産令12・令元通産令17・一部改正)
基準器検査成績書

第 号

電気基準器

種 規格 基準電力量計

型式又は能力

器 物 番 号

(1) 器 差

端 子	力 率	負 荷	電 流	器 差

(2) 測定条件

(3) 有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

(4) その他

年 月 日

日本電気計器検定所

回

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第10 (第233条関係) (平12年基準令12・令元基準令17・一部改正)
基準器検査成績書

第 号

照度基準器

種類 単平面型基準電球

器物番号

(1) 器差

表す量	器差

(2) 器差の補正の方法

(3) 測定条件 電圧

(4) 有効期間

年月日から 年月日まで

(5) 使用の方法

(6) その他

年月日

日本電気計器検定所

回

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第11 (第233条関係) (平12年基準令36・令元基準令17・一部改正)
基準器検査成績書

第 号

騒音基準器

種類 基準静電型マイクロホン

器物番号

(1) 音圧感度の周波数特性

(音圧感度レベルは1V/Paを0dBとする。)

測定周波数(Hz)	音圧感度レベル(dB)

(2) 測定条件 温度 °C、相対湿度 %、気圧 kPa、バイアス電圧 V

(3) 有効期間

年月日から 年月日まで

(4) その他

年月日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

回

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第12 (第23条関係) (平27年基準令36・全改、令元基準令17・一部改正)

基準器検査成績書

第 号

振動基準器

種類 基準サーボ式ピックアップ

器物番号

信号変換器の器物番号

(1) 感度の周波数特性

測定周波数 (Hz)	1メートル毎秒毎秒当たりの電圧 (V)

(2) 測定条件

(3) 有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

(4) その他

年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第13 (第27条関係) (平12年基準令12、平12年基準令247、平13年基準令31、平27年基準令36、令元基準令17・一部改正)

不 合 格 票	
基準器検査成績書	
不 合 格 理 由	
年 月 日	
都道府県知事 (国立研究開発法人産業技術総合研究所) (日本電気計器検定所) 印	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A5 とすること。